

官報 号外 平成二十三年六月十日

○第一百七十七回 衆議院会議録 第一百七十七号

平成二十三年六月十日(金曜日)

議事日程 第二十号

平成二十三年六月十日

午後一時開議

第一 東日本大震災復興基本法案(東日本大震

災復興特別委員長提出)

第二 津波対策の推進に関する法律案(災害対策特別委員長提出)

○本日の会議に付した案件

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

中修正の件

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

中修正の件

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

中修正の件

地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

中修正の件

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求める

害対策特別委員長提出)

平成二十三年六月十日 衆議院会議録第二十七号

所得税法等の一部を改正する法律案外一案中修正の件 東日本大震災復興基本法案外一件

午後一時二分開議

○議長(横路孝弘君) これより会議を開きます。

件を追加して、両件を一括議題とし、委員長の趣旨弁明及び報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

○議長(横路孝弘君) お諮りいたします。

内閣から、所得税法等の一部を改正する法律案、地方税法等の一部を改正する法律案、右両案に対して、それぞれ修正したいので、国会法第五十九条によって承諾を得たいとの申し出があります。

所得税法等の一部を改正する法律案中修正の件、地方税法等の一部を改正する法律案、右両案に対する修正の件

〔本号末尾に掲載〕

○議長(横路孝弘君) 両案に対する修正をそれぞれ承諾するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よって、いずれも承諾することに決まりました。

○小宮山泰子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

日程第一は、委員会の審査を省略し、本案どもに、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求める

の件

○黄川田徹君 登壇

（黄川田徹君登壇）

日程第一は、委員会の審査を省略し、本案どもに、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求める

の件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○黄川田徹君 ただいま議題となりました両案件について申し上げます。

まず、東日本大震災復興基本法案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。本案は、今回の東日本大震災の被害が甚大で、かつ、その被災地域が広範にわたり極めて大規模なものであり、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであることにかんがみ、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ろうとするものであります。

次に、その主な内容を申し上げます。

第一に、東日本大震災からの復興の基本理念として、新たな地域社会の構築とともに、二十一世紀半ばにおける日本のるべき姿を目指して行われるべきこと、被災地域の住民の意向を尊重し、あわせて女性、子供、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと、原発事故による被災地域の復興については、復旧状況等を勘案しつつ、これらの事項を行うべきこと等を定めております。

第二に、国及び地方公共団体は、この基本理念にのつとり、復興に必要な措置を講ずる責務を有することとしております。

第三に、東日本大震災からの復興に関する基本的施策として、資金の確保に関して、徹底的な歳出削減、財政投融資に係る資金や民間資金を活用するとともに、復興債を発行すること等を定めているほか、政府は、復興の推進を図るために、復興特別区制度について、速やかに法制上の措置を講ずることしております。

第四に、内閣に、内閣総理大臣を長とする東日

本大震災復興対策本部を置き、地方機関として、関係府省の副大臣等を長とする現地対策本部を置くとともに、本部に、東日本大震災復興構想会議を置くこととしております。また、内閣に、復興施設の企画立案、総合調整、実施等を行う復興庁を、期間を限って置くこととし、政府は、その設置について、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずることとしておりとどし、政府は、その設置について、可能な限り整、実施等を行なう復興庁を、期間を限って置くことを置くこととしております。

なお、復興対策本部は、復興庁の設置の際に廃止することとし、本部の組織の機能は、復興庁の組織に引き継がれるものとしております。

本案は、昨九日、東日本大震災復興特別委員会におきまして、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党の三会派共同提案により、起草案を成案とし、委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、賛成多数をもつて委員会提出法律案に決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

次に、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求める件について、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進等を行う体制を整備するため、東日本大震災復興基本法に規定する東日本大震災復興対策本部の現地対策本部を

て、国会の承認を求めるものであります。

本件は、昨九日本委員会に付託され、本日、枝野内閣官房長官から提案理由の説明を聴取し、採決の結果、賛成多数をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（横路孝弘君） 両件中、日程第一につき討論の通告があります。順次これを許します。高橋千鶴子さん。

〔高橋千鶴子君登壇〕

○高橋千鶴子君 私は、日本共産党を代表し、東日本大震災復興基本法案に対し、反対の討論を行います。（拍手）

大震災から、あすで三ヶ月となります。今なお行方不明者が八千百四十六名も残され、懸命の捜索活動も続けられています。いまだに多くの被災者が、避難所や自宅での不自由な避難生活を強いられ、あすの暮らしを見えない状況に、いら立ちと不安を募らせてています。東京電力福島原発の事故では、事態の収束のめどが立たないまま、住民は、住みなれた土地を追われ、いつ戻れるのかわからない日々を送っています。

今求められているのは、地震、津波や原発事故で破壊された被災者一人一人の生活基盤を再建することです。そのために必要な支援を速やかにかつ具体的に行なうことであり、政府と国会は、そのために全力を集中すべきであります。

本法案は、大震災からの復興の枠組みと基本理

むかは、今後の復興に重大な影響を与えます。

日本共産党は、復興の基本は、被災者が主役であり、上からの押しつけであつてはならないこと、生活の基盤、すなわち住まいとなりわいの再建が復興の土台であることを繰り返し主張してきました。法案は、そうした肝心な点があいまいにされています。

法案は、復興施策は、二十一世紀半ばにおける日本のるべき姿を目指して行われるべきと、生活の基盤を主張してきました。

法案は、復興施策は、二十一世紀半ばにおける日本のるべき姿を目指して行われるべきと、生活の基盤を主張してきました。

我が国が直面する課題を解決するための先導的施策として行ななどとしています。

この間の政府の復興構想会議の議論を見れば、こうしたあるべき姿や先導的施策が新成長戦略の推進を指すことは明らかです。漁業の集約と大規模化、民間企業の参入を認める水産復興特区に象徴されるように、壊滅的な被害を受けた地域をこの際とばかりに、これまでできなかつた規制緩和や自由貿易などが叫ばれ、被災者が置き去りにされている感を否めません。

三党の修正は、地方公共団体の責務を盛り込みました。地方公共団体は、国の定める基本方針を踏まえ、復興施策を講ずるとされました。これで被災自治体は、被災地や被災者の実態よりも國の方針を優先しなければならないことになります。上からの押しつけが可能になる仕組みを法案で担保したことになり、看過できません。

本法案のもう一つの目的は、菅内閣がつくった復興構想会議を法的に位置づけようというものであります。本法案のもう一つの目的は、菅内閣がつくった復興構想会議を法的に位置づけようというものであります。

復興構想会議は、復興財源について、基幹税で

償還するということも第一次提言素案に明記しました。法案は、復興財源について、償還の道筋を明らかにすることを書き込んでおり、結果として、復興を口実とした消費税大増税に道を開くことになります。

最後に、福島原発事故の被害からの復興です。法案は、事故収束のめどがついたら復興に取り組むとしているにすぎません。県民の声を聞く仕組みについても、復興構想会議の審議を踏まえるという枠組みの中で、合議制の機関を置くとしているのみであります。

現時点では事故の収束がいつになるのか全くめどが立たないこと、高い放射線量が避難区域の外でも幾つも検出されるという状況のもとで、風評被害や仕事をどうするか、長期的な生活支援と健康対策、そして、ふるさとの再生と人々がふるさとに戻れるように特別の枠組みをつくることが必要です。原発事故の収束と、これ以上原発による危険と被害を拡大させないための国の大決意を示すべきだと思います。

国会は、あすの暮らしが見えない、将来が描けないという被災者と被災地のために、力を合わせるべきです。私自身の決意も込めながら、討論いたします。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 橋本清仁君。

〔橋本清仁君登壇〕

○橋本清仁君 民主党の橋本清仁です。

私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました東日本大震災復興基本法案について、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

まず、冒頭、このたびの東日本大震災でお亡くなりになられた方々に衷心より哀悼の誠をささげますとともに、残された御遺族、被災されたすべての皆様方に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、被災地選出議員の一人として、政府はもとより、世界じゅうの国々、企業、団体、個人の皆様方から多大なる御支援をいただいておりますことに、心より深く感謝を申し上げさせていただきます。本当にありがとうございます。

我々、被災地一丸となりまして復旧復興に取り組み、日本の再活性化に向けて頑張ってまいる所存でございます。政府におかれましては、地震、津波、原発事故というこの複合災害、一刻も早く国民に安心と安全を取り戻していただきますことを、心からお願い申し上げます。

さて、今回の大震災からの復旧復興は、政治に携わる者すべてが全身全霊をかけて取り組むべき課題であることは言うまでもありません。私たち國会議員は、震災で愛する御家族を亡くされた方々、住まいや職場を失い、不自由な生活を余儀なくされておられる方々、原発事故の影響で住みなれた土地を去らざるを得なくなつた方々を深く思ひ、国会での議論をさらに深めていかなければなりません。今後とも、国会での真摯な議論を通じて、各党の御理解、御協力を得ながら、被災地の皆様を第一に考えた施策の実行に全力を挙げてまいります。

東日本大震災への対応には、与党も野党もございません。今後とも、国会での真摯な議論を通じ、各党の御理解、御協力を得ながら、被災地の皆様を第一に考えた施策の実行に全力を挙げてまいります。

そこで、本法の御賛成いただき、被災地域の復興に向けて、さらに議論を加速し深めていただきますことを心からお願いし、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 柿澤未途君。

〔柿澤未途君登壇〕

改めて申し上げますが、今回の震災は、被害が甚大であり、被災地域が広範囲で極めて大規模であり、地震、津波、原発事故による複合的な災害であるという点において、まさに我が国にとって未曾有の国難と言えます。

この国難に対応するに当たっては、単に災害からの復旧にとどまらず、活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策が必要です。さらには、内野の知推進が重要となります。そのためには、内外の知見を集約し活用するだけではなく、国と地方公共団体それぞれの連携協力を確保し、被災地域の住民の皆さん意向が尊重されなければなりません。

さて、被災した自治体からの要望が強い、いわゆるワンストップで現地の多岐にわたる要望を受けとめ、スピード感を持って対応できる組織がまさに被災地の皆様の意向を最大限に重視し、いわゆる復興庁などの設置を明記いたしております。

被災地の皆様の意向を最大限に重視し、いわゆるワンストップで現地の多岐にわたる要望を受けとめ、スピード感を持って対応できる組織がまさに被災地の皆様の意向を最大限に重視し、いわゆる復興庁などの設置を明記いたしております。

そこで、被災した自治体からの要望が強い、いわゆる復興一括交付金の議論を含めて、さらに議論を加速していかなければなりません。

本法案は、みずから被災者でもあられる東日本大震災復興特別委員会の黄川田委員長を中心に、各会派の皆様の精力的な議論により成案を得ることがきました。残された論点についても、今後、与野党で真摯な議論を行い、被災地からの視点で物事を考えれば、必ず乗り越えられるものばかりだと考えます。

議場におられる各会派の皆様には、ぜひとも、本法案に御賛成いただき、被災地域の復旧復興に向けて、さらに議論を加速し深めていただきますことを心からお願いし、私の賛成討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 柿澤未途君。

かつ積極的な議論を強く要望するものです。さらに、本法案では、当初の政府案で設置を検討するに至り、党内でも設置の意見が強かつた復興庁についても、復興対策本部などの組織の機能を引き継ぎ、復興に関する施策の企画立案及び総合調整とその施策の実施を行うといった権限を有する復興庁などの設置を明記いたしております。

官報(号外)

の東日本大震災復興特別委員会の設置以来、震災復興、原発事故への対応等に關して、精力的な議論を重ね、公平公正かつ円満な委員会運営に当たられてきた黄川田委員長、藤村与党筆頭理事、そして額賀野党筆頭理事、理事及び委員の皆様方の御尽力に、深く感謝を申し上げます。

また、ただいま上程されました復興基本法案について、修正協議を重ね、この成案を提出されたに至つた民主、自民、公明三黨の実務者の皆様方の御努力にも、敬意を表する次第でございます。しかし、その上で、今回の法案には、みんなの党として賛成をすることはできません。(拍手)以下、その理由を申し述べます。

まず、今回の民自公の合意に基づく復興基本法案は、復興財源の名目による増税を強く示唆する、いわば増税基本法案になつてゐるからです。

みんなの党は、増税によらない復興財源を求めています。民主党にも自民党にも賛同者がいます。

そこで、本法案の第八条に書かれた、政府が進行する復興債について「その償還の道筋を明らかにするものとする」との規定について、この復興債の償還財源として増税は含まれるのか含まれないのか、イエスかノーかで答えてほしいと求めました。しかし、さまざまな議論がある、第八条の「法律で定める措置その他の措置」というのは、あらゆるもののが読める、税制の話もあり得るかもしれませんと答え、どうとでもとれるあいまいな答弁に終始しました。

その一方、総理肝いりの復興構想会議では、第一回の会議から復興税が公然と語られ、今回、復

興財源として基幹税の臨時増税まで打ち出す方針であると言われております。法案では玉虫色になつてゐる復興目的の増税に向かつて、当初からレールが敷かれ、増税一直線に突き進んでいるではありませんか。

このような状況を踏まえて言えば、本法案八条の、復興債の「償還の道筋を明らかにする」とは、増税の道筋を明らかにすると素直に読むしかありません。これでは、復興基本法案は、復興に名をかりた増税基本法案ではありませんか。

今、ただでさえ震災により経済が極めて厳しい落ち込みを見せてゐる中にあって、さらに増税といふ追い打ちをかけるなら、日本経済は、今後、二度と立ち上がりがないほどのダメージを受けてしまふ可能性があります。それは、例えて言えば、氷点下の寒さに震える低体温症の被災者に対し、頑張れと言ひながら冷や水を浴びせるようなものではありますか。

第二に、震災復興後のビジョンが見えません。

みんなの党は、復興のための組織である東日本復興院に権限、財源、人間を集め、将来的には、それを、東北地方の広域連合、さらには地域主権型道州制の先例として東北州に移行するという出口戦略を描いております。東北地方の復興を通じて我が国の次の未来を先取りするものであります。

しかし、昨日の復興特別委員会での質疑で、民主党の答弁者は、道州制だけは勘弁してくださいと福島県知事が言つてゐると慎重論を唱える一

なければならぬと、まるつきり反対の積極論を唱え、各党まるでばらばらの答弁をしていまし

た。東北地方、東日本の復興後の基本的な姿についてさえ合意ができるていない同床異夢、これで

は、復興基本法案を名乗る資格すらないのではないかと思います。

現在、民主、自民の要人からしきりに言われてゐる復興目的の大連立も、同じような、何をやるかを決めないままの、同床異夢のばらばらになつてしまふのではないか。

みんなの党は、独自の復興基本法案を参議院に既に提出しています。

増税によらない復興財源として、国債整理基金特別会計や労働保険特別会計のいわゆる埋蔵金、そして、足らず前は日銀の国債引き受けにより數十兆円の復興財源を確保します。そして、被災地域内に復興院を設置し、現地における即断即決の体制で大胆かつ迅速な復興を進め、その後、それを東北州に移行することを目指しております。

このような我が党の法案と比較すると、本法案は、政府案と自民党案、公明党案の三案を単に接ぎ木しただけの、中身の詰まつていないものが多く、しかし復興名目の増税の道筋だけはしっかりと開かれる、とても賛成できない内容になつています。関係者の御努力に照らしても、反対せざるを得ません。

三月三十日の復旧に対する第一次緊急提言、四月十五日の第二次緊急提言、先月二十七日の第三次緊急提言など、すべてを積み上げますと五百七十七項目に及ぶ提言を、事態の進展及び施策のフォローアップを踏まえつつ、政府に申し入れました。

また、先月三十一日には、被災地の本格的復旧及び被災者の生活再建、そして、全国レベルの緊急経済対策と日本経済の再生を基本方針とし、今年度の第二次補正予算のベースともなり得る「震

○議長(横路孝弘君) 加藤勝信君。

〔加藤勝信君登壇〕

○加藤勝信君 自由民主党の加藤勝信であります。

(拍手)

私は、自由民主党・無所属の会を代表して、たゞいま議題となりました東日本大震災復興基本法案について、賛成の立場から討論を行います。

冒頭、未曾有の国難である東日本大震災によりお亡くなりになられた方々とその御遺族の方々に深い哀悼の意を表するとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。また、被災を受けながらこの苦難を乗り越えるべく取り組んでおられる方々、さらに、支援に当たつておられる方に心より敬意を表する次第であります。

我が党は、発災直後より、これまで数々の災害に対応してきた経験と、党内外の英知を結集し、総力を挙げて緊急対策に取り組んでまいりました。

しかるに、昨日の復興特別委員会での質疑では、民主党の答弁者は、道州制だけは勘弁してくださいと福島県知事が言つてゐると慎重論を唱える一

あります。

ありがとうございました。(拍手)

これらの緊急対策と並行して、我が党は、いち早く、東日本大震災からの復興再生について全党的議論を開始し、四月十二日には、復興再生に関する基本的考え方を党議決定し、公表いたしました。

このように、我が党は、この国家的な危機を乗り越えるため、的確な実態把握とスピード感を持った対応により被災者の皆さん的生活を再建していくことが何よりも大事であるとして取り組んでまいりました。

日本大震災復興に関する法案を見させていただき、愕然といたしました。発災後二カ月以上が経過し、地域の置かれている状況や被災の状況が大きく異なるにもかかわらず、発災後一カ月で提出された阪神・淡路大震災復興の基本方針及び組織に関する法律の域を全く出ないものでありました。

政府案に対しても、我が党は、五月十八日に、今回の大震災への対応に当たっては、単なる原形復旧にとどまるべきではなく、今後の我が国のあるべき姿を先取りする形で、地域の再生そして我が国の再生を図つていくこと、すなわち、復興再生を目指すべきとの考え方から、東日本大震災復興再生基本法案を提出いたしました。

法案の主な内容の第一は、復興再生に関する企画立案、総合調整のみならず、施策の実施までを一元的に行い得る強力な行政組織として、新たな組織である復興再生院を設置することあります。

第二は、二十一世紀半ばの日本のるべき姿を

示すとともに、復興再生に関する施策を策定し実施する責務を国が有することを明らかにすることです。

第三は、

復興再生関連以外の予算の徹底的な見直し、削減、財政投融資資金及び民間資金の積極的活用、さらには、復興再生に係る歳出の財源に充てるための復興再生債の発行、復興再生に関する歳入歳出を経理する特別会計の創設、そして、復興再生債の償還の道筋をあらかじめ明らかにしなければならないことなどです。

五月十九日に設置された東日本大震災復興特別委員会では、自民党案及び政府案に加えて、公明党から、被災地域を復興特区として指定する旨などを内容とする案が提示されました。

特別委員会では、委員会審議と並行して修正協議が行われ、その結果、新たな行政組織の設置を

初め、自民党案に盛り込まれていた主な内容はほぼ全面的に取り込まれ、さらに、公明党が主張された復興特区も含め、合意が成立いたしました。

また、政府案の東日本大震災復興対策本部については、スーパー官庁たる復興庁が設置されるまでの暫定的な組織であるとの整理がなされたところであります。

修正を受け入れた政府・与党に敬意を表するとともに、震災により突然御家族を失つという人生で最も過酷な経験をされながら震災復興特別委員会の丁寧な運営に努められた黄川田委員長の被災地を思う気持ちが、この重要な法案の合意に向けておりました。

さるに、復興以前の問題であります当面の復旧事業に十分な予算手当てが行われていないあります。

（拍手）

同時に、この法律案をよりよいものとするべく、修正協議が、真摯に、そして前向きに行われたことを考えますと、私個人としては、一カ月は早く、基本法案の成案を策定し、審議が行われてかかるべきではなかつたかとの、じくじたる思いがあります。

基本法案は、理念、目的を明らかにするとともに、いわばこれからなすべきことを整理したものであります。復興庁設置法、復興債の発行の根拠規定、復興債の償還の道筋、特区制度の創設など

について、これからさらに内容を詰めていかねばなりません。また、二十一世紀半ばの日本のあるべき姿を示すことは、まさに政治の責務であります。おくれを取り戻すとの思いを持つて、政治の力を結集して、一日も早くこうした課題にこたえていくことが強く求められております。

震災復興特別委員会での参考人質疑では、被災した県の商工団体、農業団体、水産業団体の方々からは、異口同音に、政府の対応は、後追いの対策に終始し、スピード感や力強さが全く感じられないという話が出されておりました。

被災地においては、いまだ十万人の避難者が、生活や雇用を奪われたまま避難所生活を余儀なくされています。被災者生活再建支援金や義援金の支給、応急仮設住宅への入居は滞つており、生

再建、災害復旧、そして本格的復興を強力に推進し得る新しい政治のリーダーシップの確立が今強く求められていることは、言をまつまでもあります。

我が党は、いわば自民党案を丸のみしていただ

く形で作成された黄川田復興特別委員長起草の復興基本法案に賛成であります。しかし、この法

案は、これまでなかつた特別会計の創設などを今後も強く求めしていくものであることを申し添えて、私の賛成討論を終わらせていただきます。

（拍手）

さまであります。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所事故においては、初動のミス、情報漏洩などが時間がたつにつれて明らかになるとともに、事故の収束を見通し得ない状況が続いております。

二重債務問題、放射能汚染された瓦れき処理問題、原発事故賠償金の国による仮払金支払いなど、法的対応が求められている課題も山積しております。

我が党の谷垣総裁は、特別委員会の質疑におい

て、我が党の案には、権限と責任の体系に基づき適切な震災対応がなされたかに大きな疑問がある菅政権のもとで、新しい行政組織の創設を初め、

相当強力な政治力が求められるこの法案が実際に機能し得るのか、そういう大きな問題がある旨を指摘いたしました。

現状のさまざまな問題を解消し、被災者の生活再建、災害復旧、そして本格的復興を強力に推進し得る新しい政治のリーダーシップの確立が今強く求められていることは、言をまつまでもあります。

我が党は、いわば自民党案を丸のみしていただ

く形で作成された黄川田復興特別委員長起草の復興基本法案に賛成であります。しかし、この法

案は、これまでなかつた特別会計の創設などを今後も強く求めしていくものであることを申し添えて、私の賛成討論を終わらせていただきます。

（拍手）

〔石田祝稔君登壇〕

○石田祝稔君 公明党の石田祝稔でございます。

私は、公明党を代表し、ただいま議題となりました東日本大震災復興基本法案に対して、賛成の立場から討論を行います。(拍手)

冒頭、黄川田委員長の、すべてを乗り越えての委員会運営に心から敬意を表します。また、本日の成案が得られましたことは、委員長のまさしく存在そのものが大変大きな存在であった、このことも申し添えておきたいと思います。(拍手)

東日本大震災の発災から、あすでちょうど三ヶ月になります。今なお九万人を超える方々が避難所での生活を余儀なくされている現実、また、東京電力福島第一原子力発電所の事故がいまだに収束せず、多くの国民を不安と混乱に陥れ続いているこの事実を、私ども国会議員は、一日片時も忘れてはなりません。

ここで、改めて、この震災によりお亡くなりになつたすべての方々に対し心より御冥福をお祈り申し上げます。また、現在も避難所等で大変な御苦労をされている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

被災地の皆様の辛抱強さ、我慢強さ、その根っこにある地域や家族のきずなの強さに、世界じゅうが感嘆しています。しかし、これ以上、被災者の皆様に我慢を強いることを政治が行つてはいけないと思います。だからこそ、一日も早い復旧復興への道筋をつけることが大事なのであります。被災者各層の力を結集し、復旧復興のスピードを上げなければなりません。

それを具体的に示すものの一つが、東日本大震

災復興基本法案であります。一日でも早くこの法案を成立させることができると強調し、以下、公明党が賛成する具体的な理由を述べたいと思います。

政府が東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案を国会に提出したのは、震災から二カ月以上も過ぎた五月十三日でした。まず、余りにも遅過ぎたと言わざるを得ません。

しかも、政府案の内容は、復興庁創設について、附則の中に検討する旨の規定があるだけであり、復興庁の事務についても、企画立案、総合調整のみでした。復興施策を一元的に実施する組織ではありませんでした。また、規制や税制、金融等の特例を認める復興特区制度への言及もありませんでした。さらに、復興財源の規定もないなど、実質的な中身の薄い法律案であり、被災された皆様の思いにこたえられる法案ではありませんでした。すべてが後手後手に回る政府の震災対応をそのままあらわしたような法案でした。

そこで、私ども公明党は、地域の再生、産業の再建、各種インフラの復旧など物理的、物質的な被災地の皆様の皆様にあすへの希望を持つていただきたい。本法律案の取りまとめに御尽力をいただいた被災地や避難所で調査したことや受けた要望などを具体的に盛り込まれてあります。

その代表的な内容は、復興を一元的に担う組織

である復興庁の設置、復興の財源、復興債の発行、復興への具体的な手法、復興特区の創設であります。すなわち、組織と財源と手法の三点セツトで、復興に向けた全体的な取り組みを示しました。

特に復興庁設置については、被災した地方自治体の首長から、たとえ道のりが長くなつても、復興を確実に進める新しい省庁をつくつてほしいとの要請を受けていました。

しかも、今回の震災で甚大な被害を受けた地域は町全体をつくり直すことになるので、復興には総合的な取り組みが不可欠であります。省庁の縦割りを排し、事業を一元的に実施できる権限を持つ復興庁が欠かせないと考えました。

また、東日本大震災からの復興のための資金の確保も重要な課題であります。

財政状況が厳しい中、復興及びこれに関する施策以外の施策に係る予算を徹底的に見直し、歳出の削減を図ること、民間資金の積極的な活用を図ること、そして、そのほかの国債と区別して管理すること。

○議長(横路孝弘君) 吉泉秀男君
〔吉泉秀男君登壇〕
○吉泉秀男君 社会民主党の吉泉秀男です。

社会民主党・市民連合を代表し、東日本大震災復興基本法案について、賛成の立場で討論を行いました。(拍手)

大震災が発生をしてから三ヶ月、いまだ行方のわからぬ方々、電気もつかず、水道も復旧しない中で不便な避難生活を強いられている方々も、まだまだ数多くおられます。ましてや、収束の見えない原発事故で、被災地では、不安な気持ちから、今や怒りの気持ちに変わつてきておりま

す。
骨子案には、みずから被災しながらも、我が身、我が家を顧みることなく、連日被災の現場を提案いたしました。

こうした我が党の考え方や主張は、民主、自民、公明の三党の実務者による修正協議を通じ、本法律案の随所に盛り込まれることとなりました。本法律案の取りまとめに御尽力をいたいた関係各位の真摯な御努力に心から敬意を表するとともに、改めて、政治に携わる者の責任を痛感します。そして、被災地の方々の支援に、これまで以上に全力で当たつてまいらなければなりません。

関係各位の真摯な御努力に心から敬意を表するとともに、改めて、政治に携わる者の責任を痛感します。そして、被災地の方々の支援に、これまで以上に全力で当たつてまいらなければなりません。関係各位の真摯な御努力に心から敬意を表するとともに、改めて、政治に携わる者の責任を痛感します。そして、被災地の方々の支援に、これまで以上に全力で当たつてまいらなければなりません。

被災地の復旧復興対策、原発事故の早期収束は、待ったなしでございます。

この三ヶ月、政府は、緊急災害対策本部、原子力災害対策本部を設置し、被災地に現地対策本部

をつくり、生活支援チームを派遣して対応してきましたが、被害は余りにも広範囲に及び、甚大で、加えて行政の縦割り組織の弊害もあって、復旧は思うようには進んでいないのが実態であり、このことに対して、各県知事、各首長、団体からは、現地で即決でき得る組織や財源など、多くの要望がこの間出されております。

提案されている基本法案は、こうした要望を踏まえ、課題の解決を盛り込んだ内容になつてゐるんだろうというふうに思つております。

この法案では、権限と財源を集中したスーパー官庁とも言える復興庁を設置する、こういうふうになつておるわけでござりますけれども、立ち上がるまでには、準備もあり、早くても年内いつぱいを要する、こういうことも明らかになつてきております。

被災地の状況を見れば、復興庁の設置を待つてゐるわけにはいきません。直ちに基本法案にある復興対策本部を立ち上げ、復興庁の前段階の組織としての機能を持たせ、一刻も早く二次補正を編成し、迅速な復旧復興の方針を確立して、被災者に安心感と頑張れる勇気を与えるのが筋道だと思つております。

重要なことは、被災地の県知事や各首長から強く要請されているように、被災地にとって自由度の高い一括交付金や基金といった方法で財源を確

保し、新たなコミュニティーグループを尊重して、復旧復興に総力を挙げていくことが重要だと思っております。

また、私たちは、福島で起きた原発事故のさ

まじき、被害の甚大さを目の当たりにし、被曝に対する恐怖も強まるばかりでございます。

福島県の復興は、原発事故が収束しなければ進みません。国策として進められてきた、原子力に依存してきたエネルギー政策そのものが問われています。

発足した事故調査・検証委員会には、原子力行政の見直しの課題も与えられました。電力会社と行政の癒着、過去の原子力政策の問題が徹底的に検証され、国民の前に明らかにされるものと信じております。

基本法案では、原発事故に関する合議制の機関、このことが条文化をされ、これから論議が行わることになつております。

私たち社民党は、先日、脱原発アクションプランを発表し、原子力発電依存政策から自然エネルギー政策への転換こそ東日本の復興の基礎である、このことを明らかにしてまいりました。

○議長(横路孝弘君) ありがとうございます。

○議長(横路孝弘君) これより採決に入ります。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、本案は可決いたしました。(拍手)

次に、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求める件につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

他方、津波は、その発生に際して、国民が迅速かつ適切な行動をとることにより、人命に対する被害を相当程度軽減することができるところから、津波に関する国民の理解と関心を深めることが特に重要であります。

加えて、被災地域の一刻も早い再生に向けて、産業の復興や雇用の確保にも十分留意した総合的な取り組みが必要であります。

我が国は、常に、大規模な地震及びこれに伴う津波による被害を受ける危険にさらされており、多数の人命を奪つた東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、これまでの津波対策が必ずしも十分でなかつたことを国としても率直に反省し、津波に関する最新の知見及び先人の知識、行動その他の歴史的教訓を踏まえつつ、津波対策に万全を期する必要があります。

本案は、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波に関する基本的認識を明らかにするとともに、被害からの復旧復興に推進しようとするものであります。

次に、本案の主な内容について申し上げます。

[吉田おさむ君登壇]

○吉田おさむ君 ただいま議題となりました津波対策の推進に関する法律案につきまして、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

津波は、東日本大震災においても明らかになつたように、一度発生すると、広域にわたり、国民の生命、身体及び財産に甚大な被害を及ぼすとともに、我が国の経済社会の健全な発展に深刻な影響を及ぼすおそれがある災害です。

他方、津波は、その発生に際して、国民が迅速

かつ適切な行動をとることにより、人命に対する被害を相当程度軽減することができるところから、津波に関する国民の理解と関心を深めることが特に重要であります。

加えて、被災地域の一刻も早い再生に向けて、産業の復興や雇用の確保にも十分留意した総合的な取り組みが必要であります。

我が国は、常に、大規模な地震及びこれに伴う津波による被害を受ける危険にさらされており、多数の人命を奪つた東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、これまでの津波対策が必ずしも十分でなかつたことを国としても率直に反省し、津波に関する最新の知見及び先人の知識、行動その他の歴史的教訓を踏まえつつ、津波対策に万全を期する必要があります。

本案は、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波に関する基本的認識を明らかにするとともに、被害からの復旧復興に推進しようとするものであります。

次に、本案の主な内容について申し上げます。

津波対策の推進に関する法律案

[本号末尾に掲載]

第一に、津波対策を推進するに当たつての基本的認識について規定しております。

第二に、ソフト面における津波対策として、連携協力体制の整備、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、地域において想定される津波による被害の予測、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、地域において想定される津波による被害についての周知及び津波からの迅速かつ円滑な避難を確保するための措置について規定しております。

何とぞ議員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○小宮山泰子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

厚生労働委員長提出、独立行政法人年金・健康保険・福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さんの動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加されました。

独立行政法人年金・健康保険・福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

(牧義夫君登壇)

○牧義夫君 ただいま議題となりました独立行政法人年金・健康保険・福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の運営を行い、かつ、地域における医療等の重要な担い手としての役割を果たさせるため、独立行政法人年金・健康保険・福祉施設整理機構を、年金福祉施設等の整理合理化を目的とした組織から、病院等の運営等を目的とした組織に改組しようとするものであり、その主な内容は、

第一に、法律の題名を独立行政法人地域医療機能推進機構法に改め、施設整理機構の名称を独立行政法人地域医療機能推進機構とすること、

第二に、新たな機構は、病院、介護老人保健施設等の運営等の業務を行うものとすること、

第三に、新たな機構は、病院等を新設してはならないものとするとともに、譲渡後も地域において必要とされる医療等を提供する機能が確保される病院等については、譲渡できるものとすること、

第四に、新たな機構は、病院等の譲渡までの間、譲渡先に運営を委託できるものとするほか、施設整理機構が運営を委託している者が引き続き運営を行うことが適当であると厚生労働大臣が定める病院等に限り、運営を委託できるものとする

こと

本案は、本日の厚生労働委員会において、多数をもつて委員会提出法律案とすることに決したものです。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よって、本案は可決いたしました。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時一分散会

出席国務大臣

総務大臣 片山 善博君

財務大臣 野田 佳彦君

厚生労働大臣 細川 律夫君

国務大臣 枝野 幸男君

国務大臣 松本 龍君

独立行政法人年金・健康保険・福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

○議長(横路孝弘君) 独立行政法人年金・健康保険・福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。厚生労働委員長

牧義夫君。

本案は、昨日の災害対策特別委員会において、全会一致をもつて成案と決定し、これを委員会提出法律案とすることに決したものであります。

なお、本委員会におきまして、津波対策の推進に関する件を本委員会の決議として議決したこと申し添えます。

官報(号外)

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

議院運営委員

辞任

補欠

伊東 良孝君 小里 泰弘君 伊東 良孝君 小里 泰弘君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

江藤 拓君 二階 俊博君 橋 秀徳君 德田 穀君 齊藤 鉄夫君

(議案提出)

一、昨九日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

東日本大震災復興基本法案(東日本大震災復興特別委員長提出)

津波対策の推進に関する法律案(災害対策特別委員長提出)

東日本大震災復興基本法案(東日本大震災復興特別委員長提出)

齊藤 鉄夫君 稲津 久君

磯谷香代子君 松岡 広隆君

(議案送付)

一、昨九日、予備審査のため次の本院議員提出案を參議院に送付した。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

一、昨九日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律案(内閣委員長提出)

一、昨九日、次の議案は同日委員会において撤回と許可した旨参議院に通知した。

東日本大震災復興再生基本法案(石破茂君外四名提出、衆法第八号)

六名提出、第百七十四回国会衆法第二八号)

東日本大震災復興再生基本法案(石破茂君外四名提出、衆法第八号)

(議案撤回通知)

一、昨九日、次の議案は同日委員会において撤回と許可した旨参議院に通知した。

東日本大震災復興再生基本法案(石破茂君外四名提出、衆法第八号)

一、昨九日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件

東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

津波対策の推進に関する法律案(二階俊博君外六名提出、第百七十四回国会衆法第二八号)

一、昨九日、本院は、次の内閣提出案の撤回を承諾し、その旨参議院及び内閣に通知した。

東日本大震災復興の基本方針及び組織に関する法律案

一、昨九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件

平成二十三年六月十日

内閣総理大臣 菅 直人
衆議院議長 横路 孝弘殿

平成二十三年一月二十五日提出した所得税法等の一部を改正する法律案中別紙のとおり修正いたしましたので、国会法第五十九条の規定によつて貴院の承諾を求めます。

〔別紙〕

所得税法等の一部を改正する法律案中修正十四号の二とし、同号の次に次の二号を加えに修正する。

題名を次のように改める。

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律

第一条中所得税法の目次の改正規定を削る。

第一条中「本則 第百五十三条」を「本則(第百五十九条第一項、第二項及び第四項第二号並びに第六十条第一項及び第四項第二号)」に改める。

第一条中所得税法第二条第一項の改正規定を次のように改める。

第二条第一項第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の五とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

所得税法等の一部を改正する法律案中修正の件

第二条第一項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第二十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定)に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定等」という)を受けている者

ホ 居住者と生計を一にする配偶者その他

の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

第二条第一項第四十号の次に次の二号を加える。

四十の二 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する規定

法律第二十三条第三項(更正の請求)に規定する更正請求書をいう。

第一条中所得税法第十七条の改正規定、同法第

二編第二章第二節中第十款を第十一款とし、同節第九款の次に一款を加える改正規定を削る。

第一条のうち所得税法第八十五条の改正規定中「第八十五条第二項中 第二百三条の三第一号ホ」を「第二百三条の三第一号ヘ」に改め、同条第三項を「第八十五条第三項」に改める。

第一条中所得税法第百二十条に一项を加える改正規定及び同法第百二十二条に一项を加える改正規定を削る。

第一条中所得税法第百五十二条の改正規定を次のように改める。

第一条中所得税法第百五十二条に規定する「同項」を「同条第三項」に改める。

第一条中所得税法第百五十三条の改正規定を次のように改める。

第一条中所得税法第百五十三条第三項に規定する「同項」を「同法第二十三条第三項」に改め、「同項」を「同条第三項」に改める。

第一条中所得税法第百五十三条の改正規定を次のように改める。

第一条中所得税法第二百二十八条の四の改正規定を次のように改める。

第一条中所得税法第二百二十八条の四第三項に規定する「同項」を「同法第二十三条第三項」に改め、「同項」を「同条第三項」に改める。

む)の改正規定及び同法第百六十条(見出しを含む)の改正規定を次のように改める。

第一百五十九条第一項、第二項及び第四項第二号口並びに第一百六十条第一項及び第四項第二号

イ(2)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

第一条中所得税法第百六十一条の改正規定、同法第百七十四条の改正規定、同法第二百三条の三

二号の改正規定、同法第二百九条の改正規定、同法第二百二十四条の五の改正規定、同条の次に二号を加える改正規定及び同法第二百二十五条第一

条を加える改正規定を削る。

第一条中所得税法第二百二十八条の四の改正規

定を次のように改める。

「規定による」の下に「控除の対象となるエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、かつ、「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「金額として記載された」を「確定申告書に添付された書類に記載された工エネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「当該翌年分の確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「についてのその控除に関する記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十項中「第十条の二の三第三項」を「第十条の二の二第三項」に改め、同条を第十条の二の二とする。

第二十条中租税特別措置法第十条の五の改正規定及び同法第十条の四の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

第十条の五第一項中「第十条第二項」を「(平成十一年法律第十八号)第十条第二項」に改め、同条第八項中「確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる経営革新設備等の取得価額」を記載した書類に、「金額として記載された」を「確

定申告書に添付された書類に記載された経営革新設備等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「当該各年分の確定申告書の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「についてのその控除に関する記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削り、同条第十項中「第十条の五第三項」を「第十条の四第三項」に改め、同条五第三項」を「第十条の四第三項」に改め、同条を第十条の四とする。

第二十条中租税特別措置法第十条の六の改正規定を次のように改める。

第十条の六第三項中「確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる基準雇用者数」を加え、「についてのその控除に関する記載があり、かつ」を「及び」に「明細書」を「明細を記載した書類に、「金額として記載されたを「確定申告書に添付された書類に記載された基準雇用者数を基礎として計算した」に改め、同条第五項中「第十条の六第一項」を「第十条の五第一項」に改め、同条を第十条の五とする。

第二十条中租税特別措置法第十二条第一項の表の改正規定の前に次のように加える。

第十条の七第一項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「第十条の五第三項」を「第十条の四第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号を同項第七号とし、同条第二項中「第十条の五第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九号を同項第七号とし、同条第二項中「第十条の五第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第九

の二の三第四項を削り、「第十条の四第四項又は第十条の五第四項」を「又は第十条の四第四項」に改め、同条第三項中「第十条の二の三第五項」を削り、「第十条の四第五項若しくは第十条の五第五項」を「若しくは第十条の四第五項」に改め、同条第四項中「する年分の確定申告書」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる所得税額超過額」を加え、「についてのその控除に関する記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同条を第十条の六とする。

第二十条中租税特別措置法第十一条第一項の表の改正規定を削る。

第二十条のうち租税特別措置法第十一条の二及び第十一条の三を削る改正規定中「及び第十一条の三」を削り、同改正規定の次に次のように加える。

第十一条の三第一項中「平成二十四年三月三十日までの間」を「平成二十五年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内に改め、「事業をいう」の下に「この項において同じ」を、「取得価額」の下に「（その年の指定期間内にその用に供した当該個人の営む指定集積事業ごとに区分した集積産業用資産の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）」を加え、同条第二項中「第十

第一条第二項】を「前条第二項」に、「第十一條の三第一項本文」を「次条第一項本文」に改め、同条第三項中「第十一條第三項」を「前条第三項」に改め、同条第二十条中租税特別措置法第十一條の四の改正規定を次のように改める。

第十一条の四の見出しを「特定農産加工品生産設備等の特別償却」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「規定は、」の下に「第一項の規定の適用を受ける特定農産加工品生産設備の償却費の額を計算する場合又は」を加え、第十四条の四第一項本文」を「第十一條の三第二項本文又は第二項本文」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「限る」を限り、前項の規定の適用を受けるものを除くに改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

青色申告書を提出する個人で特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの(第十条第四項に規定する中小企業者に該当する個人に限る。)のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画(以下この項において「経営改善計画」という。)について同条第一項の承認を受けたものが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日から平成二十五年三月三十一

日までの間に、当該承認に係る経営改善計画（特定農産加工業経営改善臨時措置法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業以下この項において「特定農産加工業」という。）に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備（政令で定める規模のものに限る。以下この項及び第三項において「特定農産加工品生産設備」という。）での製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該個人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上、当該特定農産加工品生産設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該特定農産加工品生産設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該特定農産加工品生産設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

第十三条の二第一項の改正規定、同法第十三条の三に一条を加える改正規定、同法第十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第十三条规定の改正規定、同法第十二条の三を削る改正規定、同法第十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十四条の二第一項の改正規定、同法第二十五条の四条の三第四項の改正規定、同法第二十五条の四正規定、同法第二十六条第二項第三号の改正規定及び同法第二十八条の三の改正規定を削る。第十三条中租税特別措置法第二十九条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同条の改正規定を次のように改める。

第二十九条の二第五項及び第六項中「第八項」を「以下この条」に改め、同条第八項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十項中「第八項」の下に「及び第九項」を加え、「質問又は検査」を同条第九項中「前項」を「第八項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第十項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、特定新株予約権等の付与に関する調査又は特定株式等の異動状況に関する調査の提出に関する調査について必要があるときは、当該職員に改め、同項を同条第十項とし、同

第二十条中租税特別措置法第十一条の五（見出しを含む。）の改正規定、同法第十二条の二第一項の改正規定、同法第十二条の三を削る改正規定、同法第十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第十三条规定の改正規定、同法第十二条の三を削る改正規定、同法第十三条（見出しを含む。）の改正規定、同法第十五条第一項の改正規定、同法第十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第十四条（見出しを含む。）の改正規定、同法第二十四条の二第一項の改正規定、同法第二十五条の四条の三第四項の改正規定、同法第二十五条の四正規定、同法第二十六条第二項第三号の改正規定及び同法第二十八条の三の改正規定を削る。

第十三条中租税特別措置法第二十九条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定及び同条の改正規定を次のように改める。

第二十九条の二第五項及び第六項中「第八項」を「以下この条」に改め、同条第八項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第十項中「第八項」の下に「及び第九項」を加え、「質問又は検査」を同条第九項中「前項」を「第八項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同条第十項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

第二十九条の二第五項及び第六項中「第七項」を「以下この条」に改め、同条第七項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第九項中「第七項」の下に「及び第八項」を加え、「質問又は検査」を

条第八項中「前項」を「第七項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

12 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第七十四条の九から第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署の当該職員に特定新株予約権等の付与に関する調査又は特定外國株式の異動状況に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くこととする。

13 第十一項に定めるもののほか、第九項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定め用する。

14 第二十九条の五を削り、同法第二十九条の三を同法第二十九条の四とし、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十九条の二の次に一条を加える改正規定を削る。

15 第二十条中租税特別措置法第三十条の二第一項の改正規定の前に次のように加える。

第二十九条の三第四項及び第五項中「第七項」を「以下この条」に改め、同条第七項中「又はその者」を「その者」に、「検査する」を「検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第九項中「第七項」の下に「及び第八項」を加え、「質問又は検査」を

16 第二十条中租税特別措置法第三十条の二第一項第一号の改正規定中「第三十一条第三項第一号」の改正規定を削る。

第二十九条のうち租税特別措置法第三十一条第三項第一号の改正規定中「第三十一条第三項第一号」の下に「及び第三十七号の十第六項第一号」を加え

る。

第二十条中租税特別措置法第三十一条の二第二

項第十一号の改正規定、同法第三十二条の三第一項の改正規定、同法第三十三条第一項の改正規定、同法第三十三条の二第一項第一号の改正規定、同法第三十三条の四第三項第一号の改正規定、同法第三十三条の六の改正規定、同法第三十条の二第二項の改正規定、同法第三十七条の三第二項の改正規定、同法第三十七条の四の改正規定、同法第三十七条の九の二の改正規定及び同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定を削る。	第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署長が、国税庁、国税局又は税務署の当該職員に第七項の報告書を提出する義務がある者に対し第十一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。
16 第十四項に定めるものほか、第十二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。	第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。
17 第二十項に定めるもののほか、第十八項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。	第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署の当該職員は、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。
18 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第七項の報告書の提出に關する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。	第七十四条の十一までの規定は、国税庁長官、国税局長又は税務署の当該職員に特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に對し第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行わせる場合について準用する。
19 第二十二条の二第二項第一号の改正規定を削る。	第七十四条の十一までの規定は、「及び第二十五項」を「当該職員」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十五項中「前項」を「第二十項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第二十六項に定める。
20 第二十二条の二第二項第一号の改正規定を削る。	第七十四条の十一までの規定は、「及び第二十五項」を「当該職員」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十五項中「前項」を「第二十項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第二十六項に定める。
21 国税に係る共通的な手続並びに納稅者の権利及び義務に關する法律第七十四条の九から	第七十四条の十一までの規定は、「及び第二十五項」を「当該職員」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十五項中「前項」を「第二十項」に、「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第二十六項に定める。

号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の十七第二項の表の改正規定、同法第四十一条の十八第二項の改正規定、同法第四十一条の十八の二及び第四十一条の十八の三の改正規定、同法第四十一条の十九の二の改正規定並びに同法第四十一条の十九の三の改正規定、同法第四十一条の十九の三の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の十九の五の改正規定を次のように改める。

第四十一条の五第二項後段を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十一条の二十の次に一条を加える改正規定、同法第四十二条の二（見出しを含む。）の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の三の改正規定の前に次のように加える。

第四十二条の二の二第三項中「第九条の四の二第三項から第五項まで、第二十九条の二第八項から第十項まで、第二十九条の三第七項から第九項まで、第三十七条の十一の三第十一項か

ら第十三項まで、第三十七条の十四第十七項から第十九項まで、第四十一条の十二第二十四項から第二十六項まで」を「第九条の四の二第三項から第八項まで、第二十九条の二第八項から第十三項まで、第二十九条の三第七項から第十二項まで、第三十七条の十一の二第十一項から第十六項まで、第三十七条の十四第十七項から第二十二項まで、第四十一条の十二第二十四項か

ら第二十九項まで」に改める。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の三の改正規定を次のように改める。

第四十二条の三第四項第六号中「検査に関し

偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した」を「物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その

写しを含む。）を提示し、若しくは提出したに改める。

第二十条のうち租税特別措置法第四十二条の三の二の改正規定中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の四の改正規定を次のように改める。

第四十二条の四第一項中「第四十二条の五

の二第二項、第三項及び第五項」及び「第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第十一項中「第四十二条の五の二第五項」及び「第四十二条の七第七項」を削り、同条第十四項中「確定申告書等」の下に

「修正申告書又は更正請求書」を、「規定によ

る」の下に「控除の対象となるエネルギー環境負

正規定を次のように改める。

第四十二条の四第一項中「第四十二条の五

の二第二項、第三項及び第五項」及び「第四十二

十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第十一項中「第四十二条の五の二第五項」及び「第四十二条の七第七項」を

削り、同条第十四項中「確定申告書等」の下に

「修正申告書又は更正請求書」を、「規定によ

る」の下に「控除の対象となる試験研究費の額及び特別試験研究費の額」を加え、「の申告の記載があり、かつ」を「並びに」に、「明細書を

記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載されたエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を基礎として計算した」に

「控除の対象となる繰越税額控除限度超過額又は繰越中小企業者等税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を

「関する明細書」に改め、同項後段

た」を「物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その

写しを含む。）を提示し、若しくは提出したに改める。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の五（見出しを含む。）の改正規定を次のように改める。

第四十二条の五を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の六の改

正規定の前に次のように加える。

第四十二条の五の二第一項中「の償却限度額」

を「に係る償却費として損金の額に算入する金額の限度額（以下この節において「償却限度額」という。）に改め、「普通償却限度額」の下に

「（同条第一項に規定する償却限度額又は同条第

二項に規定する償却限度額に相当する金額をい

う。以下この節において同じ。）」を加え、同条第二項中「前条第二項、第三項及び第五項」、

「第四十二条の七第二項、第三項、第五項及

び第七項」及び「（前条第二項の規定により当該

第二項中「前条第二項、第三項及び第五項」、

「第四十二条の七第二項、第三項、第五項及

び第七項」及び「（前条第二項の規定により当該

供用年度の所得に対する法人税の額から控除さ

れる金額がある場合には、当該金額を控除した

残額」を削り、同条第三項中「又は前条第二項

若しくは第三項の規定により当該事業年度の所

得に対する法人税の額から控除される金額が

ある場合には、これらの」には、当該に改め、同条第四項中「第六十八条の十の二第二項」

を「第六十八条の十第二項」に改め、同条第五項中「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八

条の五の二第二項」を「第四十二条の五第二項」に改め、同条第十一項中「第四十二条の五の二

条の五の二第二項」を「第四十二条的五第五項」に改め、同条第十五項中「確定申告書等」の下に「修正申

告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に

を「前条第七項」に改め、「前条第五項」及び

「第四十二条の七第七項」を削り、同条第六項中「所有権移転外リース取引」の下に「（法人税法

第六十四条の二第三項に規定するリース取引のうち所有権が移転しないものとして政令で定めるものをいう。以下この章において同じ。）」を

を加え、同条第八項中「確定申告書等」の下に

「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となるエネルギー環境負

低減推進設備等の取得価額」を加え、「の申

告の記載があり、かつ」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその

控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付され

た書類に記載されたエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得価額を基礎として計算した」に

改め、同条第九項中「第六十八条の十の二第二項」を「第六十八条の十第二項」に、「第六十八条

条の十の二第三項」を「第六十八条的十第三項」に

改め、「確定申告書等」の下に「修正申告書又

は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の

の十の二第三項」を「第六十八条的十第三項」に

改め、「確定申告書等」の下に「修正申告書又

は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の

第二項、第三項及び第五項」及び「次条第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中「第四十二条の五第五項」及び「次条第七項」を削り、同条第八項中「確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を及びに、「明細書」を「明細書を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十二条の九の改正規定を次のように改める。

第四十二条の九第一項中「第四十二条の五の二第三項、第三項及び第五項及び「第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第四項中「第四十二条の五の二第五項」及び「第四十二条の七第七項」を削り、同条第五項中「確定申告書又は更正請求書」を、「及び」に、「明細書」を「明細書を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を確

業用機械等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第六項中「確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。
第二十条中租税特別措置法第四十二条の十の改正規定を次のように改める。

同法第四十二条の十の次に二条を加える改正規定を次のように改める。

第四十二条の十一 第二項中「第四十二条の五の二第二項 第三項及び第五項」及び「第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第五項中「第四十二条の五の二第五項」及び「第四十二条の七第七項」を削り、同条第八項中「確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる特定機械装置等の取得価額」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した」に改め、同条第九項中「確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改め、同項後段を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十三条第一項の表の改正規定の前に次のように加える。

第四十二条の十二第一項中「第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「第四十二条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同条第四項中「確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる基準雇用者数」を加え、「の申告の記載があり、かつ、」を「及び」に、「明細書」を「明細を記載した書類」に、

「申告に係るその控除を受けるべき」を「確定申告書等に添付された書類に記載された基準雇用者数を基礎として計算した」に改める。

第四十二条の十三第一項中「第四十二条の五の二第二項、第三項及び第五項」及び「第十四条の七第二項、第三項、第五項及び第七項」を削り、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を削り、同項第八号を同項第六号とし、同項第九号から第十一号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第四十二条の五の二第三項」及び「第四十二条の七第三項」を削り、同条第三項中「第四十二条の五の二第四項」及び「第四十二条の七第四項」を削り、同条第五項中「確定申告書等」の下に「修正申告書又は更正請求書」を、「規定による」の下に「控除の対象となる法人税額超過額」を加え、「の申告の記載」を削り、「関する明細書」を「関する明細を記載した書類」に改める。

第二十条中租税特別措置法第四十三条第一項の表の改正規定及び同法第四十三条の二第一項の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第四十四条を削る改正規定を次のように改める。

第四十四条第一項中「平成二十四年三月三十日までの間」を「平成二十五年三月三十一日までの期間(以下この項において「指定期間」という。)内に改め、「事業をいう」の下に「(当該事業年度の指定期間内にその用に供した当該法人の営む指定集積事業)」に区分した集積産

業用資産の取得価額の合計額が当該指定集積事業ごとに政令で定める金額を超える場合には、当該政令で定める金額に当該集積産業用資産の取得価額が当該合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額)」を加える。

第二十条中租税特別措置法第四十四条の二の改正規定を次のように改める。

第四十四条の二を次のように改める。

第四十四条の二 削除

第二十条中租税特別措置法第四十四条の三を削る改正規定を次のように改める。

第四十四条の三第一項中「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」の下に「(昭和三十二年法律第百六十四号)」を加える。

第二十条中租税特別措置法第四十四条の四の改正規定を次のように改める。

第四十四条の四の見出しを「(特定農産加工品生産設備等の特別償却)」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「限る」を「限り、前項の規定の適用を受けるものを除く」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

青色申告書を提出する法人で特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの(第四十一条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に限る)のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画(以下この項において「経営改善計画」という)について同条第一項の承認を受けたものが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画(特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する改正規定を次のように改めたときは、その変更後のもの)に記載された機械及び装置(特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業(以下この項において「特定農産加工業」という。)に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定農産加工品生産設備」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該法人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定農産加工品生産設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの(第四十一条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に限る)のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画(以下この項において「経営改善計画」という)について同条第一項の承認を受けたものが、経

济社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画(特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する改正規定を次のように改めたときは、その変更後のもの)に記載された機械及び装置(特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業(以下この項において「特定農産加工業」という。)に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定農産加工品生産設備」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該法人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定農産加工品生産設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの(第四十一条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に限る)のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画(以下この項において「経営改善計画」という)について同条第一項の承認を受けたものが、経济社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画(特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する改正規定を次のように改めたときは、その変更後のもの)に記載された機械及び装置(特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業(以下この項において「特定農産加工業」という。)に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定農産加工品生産設備」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該法人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定農産加工品生産設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの(第四十一条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に限る)のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画(以下この項において「経営改善計画」という)について同条第一項の承認を受けたものが、経

济社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画(特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する改正規定を次のように改めたときは、その変更後のもの)に記載された機械及び装置(特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業(以下この項において「特定農産加工業」という。)に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定農産加工品生産設備」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該法人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定農産加工品生産設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの(第四十一条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に限る)のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画(以下この項において「経営改善計画」という)について同条第一項の承認を受けたものが、経济社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該承認に係る経営改善計画(特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する改正規定を次のように改めたときは、その変更後のもの)に記載された機械及び装置(特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業(以下この項において「特定農産加工業」という。)に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定農産加工品生産設備」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該法人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合(所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生産設備をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む事業年度の当該特定農産加工品生産設備の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該特定農産加工業経営改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの(第四十一条の四第六項に規定する中小企業者又は農業協同組合等に限る)のうち同法第三条第一項に規定する経営改善措置に関する計画(以下この項において「経営改善計画」という)について同条第一項の承認を受けたものが、経

第六十二条の三第一項及び第八項中「第四

規定を削る。

十二条の五の二第五項」及び「第四十二条の七
第七項」を削り、同条第十項中「同法第一条第三
十六号に規定する」を削り、同条第十一項第二
号中「第四十二条の五から第四十二条の七まで」
を「第四十二条の五、第四十二条の六」に改め、
「第四十二条の五の二第二項」及び「第四十
二条の七第二項」を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十三条第一項の
改正規定を次のように改める。
第六十三条第一項中「第四十二条の五の二
第五項」及び「第四十二条の七第七項」を削
る。

第二十条中租税特別措置法第六十四条の改正規
定、同法第六十四条の二の改正規定、同法第六十
五条第一項の改正規定、同法第六十五条の四第一
項の改正規定、同法第六十五条の七の改正規定、
同法第六十五条の八の改正規定、同法第六十五
条の九の改正規定、同法第六十五条の十二の改正規
定、同法第六十五条の十三第一項の改正規定、同
法第六十五条の十四の改正規定、同法第六十六条
第七項の改正規定及び同法第六十六条の二の改正

第二十条中租税特別措置法第六十六条の四
中「同条第六項」を「第六十六条の四第六項」に改
め、同項第一号の改正規定及び同項第二号の改正
規定を削る。
第二十条中租税特別措置法第六十六条の六の改
正規定、同法第六十六条の九の二の改正規定、同
法第六十六条の十第一項の改正規定、同法第六十
六条の十一の二の改正規定及び同法第六十六条の
十三第一項第一号の改正規定を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十七条の二の改
正規定を次のように改める。
第六十七条の二第一項中「百分の二十二」を
「百分の十九」に改める。

第二十条中租税特別措置法第六十七条の三の改
正規定及び同法第六十七条の四の改正規定を削
る。

第二十条中租税特別措置法第六十七条の十四の
改正規定を次のように改める。
第六十七条の十四第二項の表第二十三条の二
第一項の項の次に次のように加える。

第五十二条第一項第一号イ だし書	普通法人	普通法人(特定目的会社を除く。)
第五十七条第一項た だし書	所得の金額の百分の八十 所得の金額の百分の八十(租税特別措置法 第六十七条の十四第一項第一号(特定目的 会社に係る課税の特例)に掲げる要件を満 たす特定目的会社にあつては、当該所得の 金額の百分の百)	所得の金額の百分の八十 所得の金額の百分の八十(租税特別措置法 第六十七条の十四第一項第一号(投資法人 に係る課税の特例)に掲げる要件を満たす 投資法人にあつては、当該所得の金額の百 分の百)

第五十七条第一項第一号 だし書	普通法人	普通法人(特定目的会社を除く。)
第五十八条第一項第一号 だし書	所得の金額の百分の八十 所得の金額の百分の八十(租税特別措置法 第六十七条の十五第一項第一号(投資法人 に係る課税の特例)に掲げる要件を満たす 投資法人にあつては、当該所得の金額の百 分の百)	所得の金額の百分の八十 所得の金額の百分の八十(租税特別措置法 第六十七条の十五第一項第一号(投資法人 に係る課税の特例)に掲げる要件を満たす 投資法人にあつては、当該所得の金額の百 分の百)
第五十八条第六項第一号 だし書	普通法人	普通法人(投資法人を除く。)

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、特定農産加工業經營改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業者に該当するもの(第六十八条の九第六項に規定する中小連結法人又は連結親法人である同項に規定する農業協同組合等に限る。)のうち同法第三条第一項に規定する經營改善措置に関する計画(以下この項において「經營改善計画」という。)について同条第一項の承認を受けたものが、經濟社會の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に、当該承認に係る經營改善計画(特定農産加工業經營改善臨時措置法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のものに記載された機械及び装置(特定農産加工業經營改善臨時措置法第二条第二項に規定する特定農産加工業(以下この項において「特定農産加工業」という。)に属する事業において同条第一項に規定する農産加工品を生産する設備で政令で定める規模のものに限る。以下この項において「特定農産加工品生産設備」という。)でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定農産加工品生産設備を製作して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の特定農産加工業に属する事業の用に供した場合所有権移転外リース取引により取得した当該特定農産加工品生

産設備をその用に供した場合を除く。)には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定農産加工品生産設備の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同一組に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定農産加工品生産設備に相当する金額をいう。)との合計額とする。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の四十三第一項第二号の改正規定を次のように改める。
第六十八条の四十二第一項第二号中「第六十八条の十から第六十八条の十二まで」を「第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十二」を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の四十三第一項の改正規定中「第六十六条第六項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第三項の二号」の下に「又は第三号」を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の五十九第一項の改正規定中「第六十六条第六項第二号」の下に「又は第三号」を加え、同条第三項の二号」の下に「又は第三号」を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の六十八第一項及び第八項中の「第六十八条の六十八第一項及び第八項中第六十八条の十の二第五項」及び「第六十八条の十二第七項」を削り、同条第十項中「同法第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の三まで」に改め、「第六十八条の十二第七項」を削り、同条第十一項第二号中及び第六十八条の十から第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十、第六十八条の十一及び第六十八条の十三から第六十八条の十五の三まで」に改め、「第六十八条の十二第七項」を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の六十八第一項及び第八項中の「第六十八条の六十八第一項及び第八項中第六十八条の十の二第二項」及び「第六十八条の十二第七項」を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の六十九第一項の改正規定を次のように改める。
第六十八条の六十七第一項中「第六十八条の十の二第五項」及び「第六十八条的二第七項」を削り、同条第五項第二号中「及び第六十八条の十から第六十八条の十五の三まで」を「第六十八条の十、第六十八条的十一及び第六十八条的十二第七項」を削り、「第六十八条的二第七項」を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の七十九第一項の改正規定を次のように改める。
第六十八条の六十九第一項中「第六十八条的十の二第五項」及び「第六十八条的十二第七項」を削り、「第六十八条的二第七項」を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の七十九第一項の改正規定を次のように改める。
第六十八条的十の二第五項」及び「第六十八条的十二第七項」を削り、「第六十八条的二第七項」を削る。

第二十条中租税特別措置法第六十八条の七十九第一項の改正規定を次のように改める。
第六十八条的十の二第五項」及び「第六十八条的十二第七項」を削り、「第六十八条的二第七項」を削る。

二条の改正規定、同法別表第一の改正規定、同法別表第三の改正規定、同法別表第四の改正規定、同法別表第五九の改正規定並びに同法別表第六の改正規定並びに附則第三条から第七条まで及び第九条の規定	口 第二条中法人税法第百三十三条第一項並びに第百三十四条第一項、第二項及び第四項第二号イ(2)の改正規定、同法第百五十三条の前の見出しを削る改正規定、同法第二十七条を削る改正規定、同法第六章中第二十八条を第二十七条とする改正規定並びに附則第二十八条とする改正規定並びに附則第三十四条第一項の規定	八 第三条中相続税法第三十三条の二及び第十三条中たばこ税法の目次の改正規定、同法第百六十二条の改正規定並びに附則第二十五条の規定	ト 第八条中たばこ税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第二十七条を削る改正規定、同法第六章中二十四条を第二十三条とする改正規定、同法第二十五条第六号を削り、同条を同法第二十四条を第二十三条とする改正規定、同法第二十六条を第二十三条を削り、同条を同法第二十四条とする改正規定及び同法第二十六条の改正規定並びに附則第三十四条第五项の規定	ル 第十二条中石油石炭税法の目次の改正規定、同法第四章中第十八条の次に一条を加える改正規定、同法第二十三条を削る改正規定、同法第六章中二十四条を第二十三条とする改正規定、同法第二十五条第六号を削り、同条を同法第二十四条を第二十三条とする改正規定、同法第二十六条を第二十三条を削り、同条を同法第二十四条とする改正規定及び同法第二十六条の改正規定並びに附則第三十四条第五项の規定	ハ 第六条中改定地価税法本則中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手續並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める改正規定を除く。)	チ 第九条中揮発油税法の目次の改正規定、同法第三章中第十三条の次に一条を加える改正規定、同法第十七条第八项の改正規定(昭和三十七年法律第六十六号)を削る部分に限る)、同法第二十六条を削り、同法第二十六条の二を同法第二十六条とする改正規定並びに附則第三十四条第三项の規定	ヲ 第十三条中揮発油税法の目次の改正規定、同法第十九条を削る改正規定、同法第六章中第二十条を第十九条とする改正規定、同法第二十一条第三号を削り、同条を削り、同法第二十二条を第十九条とする改正規定並びに附則第三十四条第七项の規定	ハ 第十四条中電源開発促進税法の目次の改正規定、同法第十二条を削る改正規定、同法第五章中第十三条を第十二条とする改正規定、同法第十四条第三号を削り、同条を削り、同法第十三条とする改正規定及び同法第十四条を削る改正規定並びに附則第十四条第四项の規定	タ 第十八条の規定(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く)及び附則第四十四条第二项から第四项までの規定	リ 第十条中地方揮発油税法第十四条の二の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十三条を削り、同法第六十三条の二を同法第六十三条とする改正規定並びに第五号を削る改正規定	レ 第十九条中租税特別措置法第八条の四第三项第一号の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三(見出しを含む)の改正規定、同法第二十条の四(見出しを含む)の改正規定、同法第二十二条第一项の改正規定、同法第二十八条の四第五项第一号の改正規
ヘ 第七条中酒税法の目次の改正規定、同法正規定並びに附則第三十三条第二项の規定	力 第十六条中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一条を削り、第五章中第二十二	ル 第十二条中石油石炭税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条を削る改正規定	ヲ 第十七条中中国税通則法第三条の二の次に一条を加える改正規定(第四条第十一号及び第十二号に係る部分に限る)、同法第七十四条の二第一项の改正規定、同法第七章条とする改正規定、同法第二十五条第六号を削り、同条を同法第二十四条を第二十三条の次に一条を加える改正規定(第七十四条の十二第六项及び第七项並びに第七十四条の十三に係る部分を除く)及び同法第一百二十六条の次に一条を加える改正規定(第一百二十七条第一号に係る部分を除く)並びに附则第四十一条第一项、第四十二条及び第四十三条の規定	ハ 第十四条中電源開発促進税法の目次の改正規定、同法第十二条を削る改正規定、同法第五章中第十三条を第十二条とする改正規定、同法第十四条第三号を削り、同条を削り、同法第十三条とする改正規定及び同法第十四条を削る改正規定並びに附则第十四条第七项の規定	タ 第十八条の規定(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く)及び附則第四十四条第二项から第四项までの規定	リ 第十条中地方揮発油税法第十四条の二の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十三条を削り、同法第六十三条の二を同法第六十三条とする改正規定並びに第五号を削る改正規定	レ 第十九条中租税特別措置法第八条の四第三项第一号の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三(見出しを含む)の改正規定、同法第二十条の四(見出しを含む)の改正規定、同法第二十二条第一项の改正規定、同法第二十八条の四第五项第一号の改正規				
ヘ 第七条中酒税法の目次の改正規定、同法正規定並びに附則第三十三条第二项の規定	力 第十六条中印紙税法の目次の改正規定、同法第二十一条を削り、第五章中第二十二	ル 第十二条中石油石炭税法の目次の改正規定、同法第四章中第二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第二十六条を削る改正規定	ヲ 第十七条中中国税通則法第三条の二の次に一条を加える改正規定(第四条第十一号及び第十二号に係る部分に限る)、同法第七十四条の二第一项の改正規定、同法第七章条とする改正規定、同法第二十五条第六号を削り、同条を同法第二十四条を第二十三条の次に一条を加える改正規定(第七十四条の十二第六项及び第七项並びに第七十四条の十三に係る部分を除く)及び同法第一百二十六条の次に一条を加える改正規定(第一百二十七条第一号に係る部分を除く)並びに附则第四十一条第一项、第四十二条及び第四十三条の規定	ハ 第十四条中電源開発促進税法の目次の改正規定、同法第十二条を削る改正規定、同法第五章中第十三条を第十二条とする改正規定、同法第十四条第三号を削り、同条を削り、同法第十三条とする改正規定及び同法第十四条を削る改正規定並びに附则第十四条第七项の規定	タ 第十八条の規定(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く)及び附則第四十四条第二项から第四项までの規定	リ 第十条中地方揮発油税法第十四条の二の改正規定、同法第六十二条の改正規定、同法第六十三条を削り、同法第六十三条の二を同法第六十三条とする改正規定並びに第五号を削る改正規定	レ 第十九条中租税特別措置法第八条の四第三项第一号の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十条の二の前の見出し及び同条を削る改正規定、同法第二十条の三(見出しを含む)の改正規定、同法第二十条の四(見出しを含む)の改正規定、同法第二十二条第一项の改正規定、同法第二十八条の四第五项第一号の改正規				

官 報 (号 外)

第二十九条の三の改正規定、同法第三十一
条第三項第一号及び第三十七条の十第六項
第一号の改正規定、同法第三十七条の十一
の三の改正規定、同法第四十二条の五第十
二の改正規定、同法第四十二条の十四第二
項第一号の改正規定、同法第四十二条の十
六の改正規定、同法第四十二条の二の二第
三項の改正規定、同法第四十二条の三第四
項第六号の改正規定、同法第六十二条第八
項の改正規定、同法第六十六条の四第八項
の改正規定、同条第十一項第二号の改正規
定、同項を同条第十三項とする改正規定、
同条第十項の改正規定、同条第九項の改正
規定、同項を同条第十項とし、同項の次に
一項を加える改正規定、同条第八項の次に
一項を加える改正規定、同法第六十八条の
六十七第七項の改正規定、同法第六十八条
の八十八第八項の改正規定、同条第十一項
第二号の改正規定、同項を同条第十三項と
する改正規定、同条第十項の改正規定、同
条第九項の改正規定、同項を同条第十項と
し、同項の次に一項を加える改正規定、同
条第八項の次に一項を加える改正規定、同
法第八十七条の八の改正規定、同法第八十
八条の六の改正規定、同法第八十八条の七
の改正規定、同法第八十九条の二の改正規
定、同法第八十九条の三の改正規定、同法

第八十九条の四の改正規定、同法第九十条の二の改正規定、同法第九十条の四の三の改正規定、同法第九十条の五の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)、同法第九十条の六の改正規定(同条第一項に係る部分を除く。)並びに同法第九十条の六の二の改正規定並びに附則第四十六条、第五十二条、第六十八条、第六十九条第一項から第三項まで、第八十三条、第八十四条第一項から第三項まで、第八十六条、第九十二条及び第九十八条(附則第四十九条第四項の改正規定に限る。)の規定
ソ 第二十条中輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十一条第三項の改正規定、同法第二十二条の改正規定及び同法第二十四条の改正規定並びに附則第九十三条の規定

ツ 第二十二条及び附則第九十四条の規定
ネ 第二十二条中一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律第十九条の改正規定及び同法第二十二条の改正規定並びに附則第九十五条の規定

四 第一条中所得税法第二百三十一条の二の改正規定及び附則第八条の規定 平成二十五年一月一日

五 第十九条中租税特別措置法第三十七条の十

六 附則第一百一条の規定 預金保険法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十五号)の施行の日

附則第一条第七号から第十二号までを削る。

附則第二条中「附則第十五条」を「附則第八条」と改める。

附則第三条を削り、附則第四条を附則第三条とし、附則第五条を附則第四条とし、附則第六条を附則第五条とし、附則第七条及び第八条を削る。

附則第九条第一項中「旧所得税法」を「第一条の規定による改正前の所得税法(以下附則第九条まで、第四十一条及び第四十三条において「旧所得税法」という。)」に改め、同条を附則第六条とする。

附則第十条を附則第七条とし、附則第十一条から第十四条までを削り、附則第十五条を附則第八条とし、附則第十六条を附則第九条とし、附則第十七条を附則第十条とし、附則第十八条を削る。

附則第十九条中「附則第二十六条」を「附則第七条」に改め、同条を附則第十二条とする。

附則第二十条を削り、附則第二十二条を附則第十二条とする。

附則第二十二条第六項中「第二十条」を「第十九条」に、「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第二十二条第一項」を「附則第十三条第一項」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第二十三条を附則第十四条とし、附則第二十四条から第二十七条までを九条ずつ繰り上げ

附則第二十八条第一項中「所得稅法等の一部を改正する法律」を「經濟社會の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得稅法等の一部を改正する法律」に、「附則第二十二条第一項」を「附則第十三条第一項」に改め、同条第二項中「附則第二十二条第四項」を「附則第十三条第四項」に改め、同条第三項中「所得稅法等の一部を改正する法律」を「經濟社會の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得稅法等の一部を改正する法律」に、「附則第二十八条第一項」を「附則第十九条第一項」に、「附則第二十二条第一項」を「附則第十三条第一項」に改め、同条を附則第十九条とする。

附則第二十九条中「附則第三十二条」を「附則第二十三条」に改め、同条を附則第二十条とする。

附則第三十条を附則第二十一条とする。

附則第三十一条第一項中「第五項(第四号に係る部分に限る。)」を削り、同条第五項を削り、同条を附則第二十二条とする。

附則第三十二条を附則第二十三条とし、附則第三十三条を附則第二十四条とし、附則第三十四条を削り、附則第三十五条を附則第二十五条とする。

附則第三十六条第一項中「附則第四十四条」を「附則第三十条」に改め、同条を附則第二十六条とする。

附則第三十七条第一項中「附則第四十五条まで、第五十五条及び第一百四十二条第二項」を「附則第三十二条まで、第四十二条及び第八十五条第二項」に改め、同条第二項を削り、同条を附則第二十七条とする。

附則第三十八条を附則第二十八条とし、附則第三十九条を附則第二十九条とし、附則第四十条を

附則第三十条とし、附則第四十一条から第四十四条までを削り、附則第四十五条を附則第三十二条とし、附則第四十六条を附則第三十二条とする。

附則第四十七条第一項から第五項までを削り、同条第六項中「新消費税法第五十六条の規定」を「第六条の規定による改正後の消費税法(以下この項において「新消費税法」という。)第五十六条の規定に改め、「当該申告書に係る」の下に「同法第十九条に規定する」を加え、「旧消費税法」を「第六条の規定による改正前の消費税法(次項及び附則第四十一条において「旧消費税法」という。)に改め、同項を同条第一項とし、同条第七項を同条第二項とし、同条を附則第三十三条とする。

附則第四十八条を附則第三十四条とし、附則第四十九条を附則第三十五条とし、附則第五十条を附則第三十六条とする。

附則第五十一条中「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」を「第七条の規定による改正後の国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(以下「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」という。)に改め、同条を附則第三十七条とする。

附則第五十二条中「旧国税通則法」を「第十七条の規定による改正前の国税通則法(以下「旧国税通則法」という。)に改め、同条を附則第三十八条とし、附則第五十三条を附則第三十九条とする。

五十四条から第五十七条までを十四条ずつ繰り上げる。

附則第五十八条第一項及び第二項中「第十九条を「第十八条」に改め、同項を附則第四十四条とし、同条第二項第一号に、「をする同項」を「(取得又は

規定期は、別段の定めがあるものを除くほか)を「別段の定めがあるものを除き、新租税特別措置法第二章の規定は」に改め、同条を附則第四十五条とする。

附則第六十条から第六十三条までを削る。

附則第六十四条第一項を削り、同条第二項中「第十項」の下に「第二十九条の三第七項及び第九項」を加え、「旧租税特別措置法第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項、第三十七条の十二第三項又は第四十二条の二第二十五項」を「第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の四の二第三項、第二十九条の三第七項、第三十七条の十一の十三項」の下に「第二十九条の三第八項、第十項」を「第二十九条の三第七項、第三十七条の十一の十三項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第十九条」に改め、同項を附則第四十七条とする。

附則第六十七条第一項を削り、同条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第六十六条」を「附則第六十七条」に改め、同項を附則第四十七条とする。

附則第六十八条を附則第四十九条とする。

附則第六十九条中「附則第六十六条」を「附則第四十七条」に、「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「第二十条」を「第十九条」に、「並びに第十四条の表第二項の項中「次条第二項」の下に「第三項及び第五項、第四十二条の六第二項」を加え、「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「第二十条」を「第十九条」に、「並びに第十二条の十第二項、第三項及び第五項」を「第十二条の十第二項、第三項」とする。

附則第五十三条を附則第三十九条とし、附則第六十五条を削る。

附則第六十五条を削る。

附則第五十条とする。

附則第五十条とする。

条の十一第二項、第三項及び第五項並びに第四十二条の十二」に改め、同表第三項の項中「控除される金額がある場合には、当該金額」を「次条第二項」に改め、「控除される金額がある場合又は」及び「の規定により当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除される金額がある場合には、これららの金額」を削り、同表第四項の項中「附則第一百二十二条」を「附則第七十二条」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同表第五項の項中「次条第五項」の下に、「第四十二条の六第五項」を、「第四十二条の十第五項」の下に、「第四十二条の十一第五項」を加え、同表第十二項の項及び第十三項の項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第九十四条」を「附則第五十六条」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同条を附則第五十六条とする。

附則第九十五条第一項を削り、同条第二項の表

を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第九十四条」を「附則第五十六条」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同条第二項を同条第十五項の項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第一百三十五条」を「附則第五十六条」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同条を附則第五十六条とする。

附則第一百三十五条第一項を削り、同条第二項の表

を「雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置」

第六十二条 新租税特別措置法第四十二条の十一

第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第六十二条 新租税特別措置法第四十二条の十一

第八項及び第九項の規定は、施行日以後に確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。

第六十二条 新租税特別措置法第四十二条の十一

第三項	次条第二項	新租税特別措置法第六十八条の十第二項
附則第二百二十二条の下に「第六十八条の十五第五項」を「第六十八条の十一第五項」とし、同表第五項の項中「次条第五項」を「第六十八条の十一第五項」とし、同表第十三項の項及び第十四項の項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税等の一部を改正する法律」に、「附則第二百二十二条」を「附則第七十二条」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同条を附則第七十二条とする。	附則第二百二十二条第一項を削り、同条第二項の表第四項の項中「附則第九十四条」を「附則第五十六条」に、「第二十条」を「第六十八条の十一第五項」を、「第六十八条の十一第五項」を、「第六十八条の十五第五項」の下に「第六十八条の十五第五項」を加え、同表第十三項の項及び第十四項の項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税等の一部を改正する法律」に、「附則第二百二十二条」を「附則第七十二条」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同条を附則第七十二条とする。	附則第二百二十二条を附則第七十三条とし、附則第二百二十三条から第二百二十五条までを四十九条ずつ繰り上げ、附則第二百二十六条を附則第七十七条とし、同条の次に次の二条を加える。 (連結法人が国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)
第三項 控除される金額がある場合には、当該金額	第三項 控除される金額がある場合には、当該金額	第七十八条 新租税特別措置法第六十八条の十五 第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。 (連結法人の雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置)
同項 又はその連結子法人に帰せられる場合又は旧効力措置法第六十八条の十第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額	同項 前項 又はその連結子法人に帰せられる場合又は旧効力措置法第六十八条の十第二項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、これらの金額	第七十九条 新租税特別措置法第六十八条の十五 の二第四項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。 附則第二百二十七条を削る。
附則第二百二十八条第一項中「附則第二百二十二条の規定」を「附則第七十二条の規定」に改め、同項の表第一項の項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第二百二十二条」を「附則第七十二条」に、「第二十条」を「第十九条」に改め、同条第十一項を「附則第六十六条第十一項」に改め、同条第十二項を「附則第六十六条第十二項」に改め、同条第十三項を「附則第六十六条第十三項」に改め、同条第十四項を「附則第六十六条第十四項」に改め、同条第十五項を「附則第六十六条第十五項」に改め、同条を附則第八十二条とする。	附則第二百二十九条第一項から第三項までを削除した法人税については、なお従前の例によることによる。 附則第二百二十九条第一項から第三項までを削除した法人税について、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について、なお従前の例による。	附則第二百二十九条第一項に改め、同条第六項中「附則第二百二十九条第一項から第三項までを削除した法人税について、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について、なお従前の例による。」を「附則第二百二十九条第一項から第三項までを削除した法人税について、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について、なお従前の例による。」とし、同条第七項を削り、同条第八項を同条第四項に改め、同条第七項を同条第一項とし、同条第五項を同条第二項とし、同条第六項を同条第三項とし、同条第七項を削り、同条第八項を同条第四項とし、同条第九項から第十九項までを削り、同条を附則第八十二条とする。
附則第二百二十二条第二項を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。 2 新租税特別措置法第六十八条の十第九項及び第十項の規定は、施行日以後に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について適用し、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来した法人税については、なお従前の例による。	附則第二百二十九条第一項から第三項までを削除した法人税について、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について、なお従前の例による。	附則第二百二十九条第一項から第三項までを削除した法人税について、施行日前に連結確定申告書等の提出期限が到来する法人税について、なお従前の例による。

附則第二百三十二条から第二百三十三条までを削る。

附則第二百三十四条第一項中「附則第五十五条」を

「附則第四十一条第一項」に改め、同条第二項中「附則第三十五条」を「附則第二十五条」に改め、同条を附則第八十三条とする。

附則第二百三十五条を削る。

附則第二百三十六条第一項を削り、同条第二項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項か

ら第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条を附則第八十四条とする。

附則第二百三十七条から第二百四十条までを削る。

附則第二百四十二条第一項中「第七十条の二第一項及び第二項」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条を附則第八十五条とする。

附則第二百四十三条を削り、附則第二百四十四条を附則第八十六条とし、附則第二百四十五条を削り、同条を附則第八十五条とする。

附則第二百四十五条第一項中「及び所得税法等の一部を改正する法律」を「及び経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第二百四十四条第一項及び第二項」を「附則第二百四十二条第一項中「第七十条の二第一項及び第二項」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条を附則第八十五条とする。

附則第二百四十六条第一項中「附則第二百四十五条第一項及び第二項」を削り、同条を附則第八十六条とする。

附則第二百四十七条第一項中「附則第二百四十五条第一項及び第二項」を削り、同条を附則第八十六条とする。

附則第二百四十八条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第二百四十七条第一項及び第二項」を「附則第二百四十六条第一項中「第七十条の二第一項及び第二項」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条を附則第八十六条とする。

附則第二百四十九条第一項中「附則第二百四十五条第一項及び第二項」を削り、同条を附則第八十六条とする。

附則第二百五十条第一項中「附則第二百四十五条第一項及び第二項」を削り、同条を附則第八十六条とする。

附則第二百五十二条第一項中「第二十一条」を「第二十条」に改め、同条を附則第九十三条とする。

附則第二百五十三条第一項から第三項までを削り、「及び第四号」の下に「並びに第三項」を加え、「同

条第三項中「第四条」を「同条第四項中「第四条」に改め、同条を附則第八十八条とする。

附則第二百四十六条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第二百四十六条第一項及び第二項」を「附則第二百四十五条第一項中「第七十条の二第一項及び第二項」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条を附則第八十六条とする。

附則第二百四十七条第一項中「並びに第三項」を「第三項並びに第四項」に改め、同条を附則第八十九条とする。

附則第二百四十八条第一項中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るために所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第二百四十八条第一項及び第二項」を「附則第二百四十七条第一項中「第七十条の二第一項及び第二項」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条を附則第八十六条とする。

附則第二百四十九条第一項中「附則第二百四十五条第一項及び第二項」を削り、同条を附則第八十六条とする。

附則第二百五十条第一項中「附則第二百四十五条第一項及び第二項」を削り、同条を附則第八十六条とする。

附則第二百五十二条第一項中「第二十一条」を「第二十条」に改め、同条を附則第九十三条とする。

附則第二百五十三条第一項から第三項までを削り、「及び第四号」の下に「並びに第三項」を加え、「同

条の規定による改正後の内国税の適正な課税の確保を図るために国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(以下この条において「新国外送金等調書法」という。)に、「旧国外送金等調書法」を改正する法律に、「附則第二百四十四条第二項第一号」を「附則第二百四十七条第一項第一号」に改め、同項を同条第一項中「並びに第三項」を「第三項並びに第四項」に改め、同条を附則第八十九条とする。

附則第二百四十六条第一項中「並びに第三項」に改め、同条を附則第九十四条とする。

附則第二百四十七条第一項中「並びに第三項」を「第三項並びに第四項」に改め、同条を附則第九十条とする。

附則第二百四十八条第一項中「並びに第三項」を「第三項並びに第四項」に改め、同条を附則第九十一条とする。

附則第二百四十九条第一項中「附則第二百四十五条第一項及び第二項」を「附則第二百四十七条第一項及び第二項」に改め、同条を附則第九十二条とする。

附則第二百五十条第一項中「附則第二百四十五条第一項及び第二項」を「附則第二百四十八条第一項及び第二項」に改め、同条を附則第九十二条とする。

附則第二百五十二条第一項中「第二十一条」を「第二十条」に改め、同条を附則第九十三条とする。

附則第二百五十三条第一項から第三項までを削り、「及び第四号」の下に「並びに第三項」を加え、「同

条第四項及び第十七条中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律」に改める。

附則第二百四十六条第一項中「國稅通則法」を「國稅に係る共通的な手續並びに納稅者的權利及び義務に関する法律」に改め、「第六十八條の十の二第五項」及び「第六十八條の十二第七項」を削り、「第六十八條の十二第七項」を削る。

附則第二百四十七条第一項中「國稅通則法」を「國稅に係る共通的な手續並びに納稅者的權利及び義務に関する法律」に改め、「第六十八條の十の二第五項」及び「第六十八條の十二第七項」を削る。

附則第二百四十八条第一項中「國稅通則法」を「國稅に係る共通的な手續並びに納稅者的權利及び義務に関する法律」に改め、「第六十八條の十の二第五項」及び「第六十八條の十二第七項」を削る。

附則第二百四十九条第一項中「國稅通則法」を「國稅に係る共通的な手續並びに納稅者的權利及び義務に関する法律」に改め、「第六十八條の十の二第五項」及び「第六十八條の十二第七項」を削る。

附則第二百五十条第一項中「國稅通則法」を「國稅に係る共通的な手續並びに納稅者的權利及び義務に関する法律」に改め、「第六十八條の十の二第五項」及び「第六十八條の十二第七項」を削る。

附則第二百五十二条第一項中「第二十一条」を「第二十条」に改め、同条を附則第九十三条とする。

附則第二百五十三条第一項から第三項までを削り、「及び第四号」の下に「並びに第三項」を加え、「同

の十六の改正規定、同法第七十一条の二十の改正規定、同法第七十一条の二十一の改正規定、同法第七十一条の三十七の改正規定、同法第七十一条の四十一の改正規定、同法第七十一条の四十二の改正規定、同法第七十一条の五十七の改正規定、同法第七十一条の六十一の改正規定及び同法第七十一条の六十二の改正規定を削る。

第一條のうち 地方税法第七十二条の八第一項

第七十二条の八第二項中「第七十二条の三十九第一項及び第二項」の下に「第七十二条の四十九第二項」を加え、「第七十二条の四十九の六第二項」を「第七十二条の四十九の十第二項」に改める。

同法第七十二条の十一の改正規定、同法第七十二条の二十四の二の改正規定、同法第七十二条の三十六の改正規定、同法第七十二条の三十七の改正規定、同法第七十二条の三十八の改正規定及び同法第七十二条の四十九の三の改正規定を削る。

第一項の改正規定中「第七十二条の四十九の六第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号」を「第七十二条の四十九の六第一項第一号」に改める。

定、同法第七十二条の五十七の改正規定及び同法第七十二条の六十の改正規定を削る。

三条の二十七の七の改正規定、同条を同法第七十

える改正規定、同法第二百一十七条の改正規定、同法第二百三十七条の改正規定及び同法第二百三十八条の改正規定を削る。

の二十七の九を削る改正規定、同法第七十三条の

三十の改正規定 同法第七十三条の三十七の改正

る。

第一条のうち、地方税法第七十四条の八第一項

を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第

三号」を「第七十四条の八第一項第三号」に改め、

同条第二項の改正規定を削る。

を加える改正規定、同法第七十四条の十五の改正

規定、同法第七十四条の十八の改正規定、同法第

の二十九の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第七十八条第一項の改正

規定中「第七十六條第一項中「五万円」」を「一年以下」

七十八条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第八十条の改正規定、同法第
八十一条の改正規定、同法第八十五条の改正規

定、同法第八十六条の改正規定、同法第九十五条

の改正規定及び同法第九十六条の改正規定を削除する。

第一條のうち地方税法第百十七条第一項の改正

規定中「第百七條第一項中「五万円」を「一年以下

の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第百十二条第一項第二号」に改める。

百一十七条第一項第二号は改める。

卷之三

六十九条の改正規定、同法第百八十六条の改正規定及び同法第百八十七条の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第百八十九条第一項の改正規定中「第百八十九条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を

「第百八十九条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第百九十二条の改正規定、同

法第百九十三条の改正規定、同法第百九十二

条の改正規定、同法第二百一条の改正規定及び同

法第二百二条の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第二百六十五条规定の改正規定中「第二百六十五条第一項中「五万円」を

「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二

号」を「第二百六十五条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第二百六十七条の改正規定、

同法第二百六十八条の改正規定、同法第二百七

二条の改正規定、同法第二百七十三条の改正規

定、同法第二百八十二条の改正規定、同法第二百

八十六条の改正規定及び同法第二百八十七条的

正規定を削る。

第一条のうち、地方税法第二百九十二条第一項

第四号及び第四号の三の改正規定を削り、同項第

四号の四の改正規定中「同項第四号の四中」を「第

二百九十二条第一項第四号の四中」、「第六十八条

の十の二第五項」及び「第六十八条の十の二第五

項」に改め、同項第八号の改正規定を削る。

第一条中地方税法第二百九十四条の二の改正規

定を削る。

第一条のうち、地方税法第二百九十九条第一項

の改正規定中「第二百九十九条第一項中「二十万

円」を「五十万円」に改め、同項第二号」を「第二百

九十九条第一項第二号」に改め、同条第二項の改

正規定を削る。

第一条中地方税法第三百一十七条の改正規定、

同法第三百五十七条の改正規定、同法第三百五十

八条の改正規定、同法第三百七十四条の改正規

定、同法第三百七十五条の改正規定、同法第三百

八十五条の改正規定、同法第三百八十六条の改正

規定及び同法第三百九十五条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第三百一十七条の二の改正規定、

同法第三百一十七条の二第一項第七号中「扶養親族」

の下に「(前年の合計所得金額が五百万円以上で

ある者)にあつては、特定成年扶養親族以外の成

年扶養親族を除く。」を加える。

第一条中地方税法第三百一十七条の四の改正規

定、同法第三百一十七条の五の改正規定及び同法第

三百一十七条の七の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第三百二十二条の八第五

項、第九項、第十二項及び第十五項の改正規定中

「、第四十二条の七第七項」を「第四十二条的

五の二第五項」及び「第四十二条の七第七項」に

改める。

第一条中地方税法第三百二十二条の八の二の次

に一条を加える改正規定、同法第三百二十二条の

九の改正規定、同法第三百二十四条の改正規定、

同法第三百二十八条の八の改正規定、同法第三百

二十九十二条第一項第四号の四中」、「第六十八

条の十六の改正規定、同法第三百三十二条的

二十八条の十六の改正規定、同法第三百三十三条

の改正規定、同法第三百三十三条の改正規定、同

法第三百四十八条の改正規定、同法第三百四十九

条の三の改正規定及び同法第三百四十九条の三の

四条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第三百五十六条第一項の改正規定、同法第三百五十六条第一項の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百二十六条第一項の改正規定、同法第五百二十六条第一項の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百二十八条第一項の改正規定、同法第五百二十八条第一項の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百三十三条の改正規定、同法第五百三十三条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百三十四条の改正規定、同法第五百三十四条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百三十五条の改正規定、同法第五百三十五条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百三十六条の改正規定、同法第五百三十六条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百三十七条の改正規定、同法第五百三十七条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百三十八条の改正規定、同法第五百三十八条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百三十九条の改正規定、同法第五百三十九条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十条の改正規定、同法第五百四十条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十二条の改正規定、同法第五百四十二条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十三条の改正規定、同法第五百四十三条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十四条の改正規定、同法第五百四十四条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十五条の改正規定、同法第五百四十五条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十六条の改正規定、同法第五百四十六条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十七条の改正規定、同法第五百四十七条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十八条の改正規定、同法第五百四十八条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十九条の改正規定、同法第五百四十九条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十条の改正規定、同法第五百五十条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十一条の改正規定、同法第五百五十一条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十二条の改正規定、同法第五百五十二条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十三条の改正規定、同法第五百五十三条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十四条の改正規定、同法第五百五十四条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十五条の改正規定、同法第五百五十五条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十六条の改正規定、同法第五百五十六条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十七条の改正規定、同法第五百五十七条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十八条の改正規定、同法第五百五十八条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十九条の改正規定、同法第五百五十九条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百六十条の改正規定、同法第五百六十条の改正規定を削る。

定を削る。

第一条のうち地方税法第五百二十六条第一項の改正規定、同法第五百二十六条第一項の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百二十八条第一項の改正規定、同法第五百二十八条第一項の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百三十三条の改正規定、同法第五百三十三条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百三十四条の改正規定、同法第五百三十四条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百三十五条の改正規定、同法第五百三十五条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百三十六条の改正規定、同法第五百三十六条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百三十七条の改正規定、同法第五百三十七条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百三十八条の改正規定、同法第五百三十八条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百三十九条の改正規定、同法第五百三十九条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十条の改正規定、同法第五百四十条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十二条の改正規定、同法第五百四十二条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十三条の改正規定、同法第五百四十三条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十四条の改正規定、同法第五百四十四条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十五条の改正規定、同法第五百四十五条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十六条の改正規定、同法第五百四十六条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十七条の改正規定、同法第五百四十七条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十八条の改正規定、同法第五百四十八条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百四十九条の改正規定、同法第五百四十九条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十条の改正規定、同法第五百五十条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十一条の改正規定、同法第五百五十一条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十十二条の改正規定、同法第五百五十十二条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十十三条の改正規定、同法第五百五十十三条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十十四条の改正規定、同法第五百五十十四条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十十五条の改正規定、同法第五百五十十五条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十十六条の改正規定、同法第五百五十十六条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十十七条の改正規定、同法第五百五十十七条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十十八条の改正規定、同法第五百五十十八条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百五十十九条の改正規定、同法第五百五十十九条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百六十条の改正規定、同法第五百六十条の改正規定を削る。

第一条中地方税法第五百六十一条の改正規定、同法第五百六十一条の改正規定を削る。

官報(号外)

第一条のうち地方税法第七百条の六十第一項の改正規定中「第七百条の六十第一項中「五万円」を三十三万円に改め、同項第二号」を「第七百条の六百八条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第七百条の六十一の改正規定、同法第七百条の六十七の改正規定及び同法第七百条の六十八の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第七百一条の六第一項の改正規定中「第七百一条の六第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第七百条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第七百一条の七の改正規定、同法第七百一条の十九の改正規定、同法第七百一条の二十の改正規定及び同法第七百一条の三十四号」を「第七百一条の六第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第七百一条の三十六第一項中「二三十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号」を「第七百一条の三十六第一項第二号」に改め、同条第二項の改正規定を削る。

第一条のうち、地方税法第七百一条の三十六第一項の改正規定中「第七百一条の三十六第一項中「二三十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号」を「第七百一条の三十六第一項第二号」に改め、同条第二項の改正規定を削る。

第一条中地方税法第七百一条の三十八の改正規定、同法第七百一条の三十九の改正規定、同法第七百一条の四十一の改正規定、同法第七百一条の四十九の次に一条を加える改正規定、同法第七百一条の五十三の改正規定、同法第七百一条の五十七の改正規定、同法第七百一条の六十六の改正規定、同法第七百一条の七百三十三条の四の改正規定、同法第七百三条の五の改正規定及び同法第七百六条の二の改正規定を削る。

第一条中地方税法第七百一条の五十九の改正規定、同法第七百一条の六十六の改正規定、同法第七百一条の七百三十三条の四の改正規定、同法第七百六条の二の改正規定及び同法第七百六条の二の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第七百八条第一項の改正正規定中「第七百八条第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第七百八条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第七百十条の改正規定、同法第七百十一条の改正規定、同法第七百十五条の改正規定、同法第七百十六条の改正規定、同法第七百二十九条の改正規定及び同法第七百三十条の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法第七百三十一条の改正規定中「第七百三十一条中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第七百三十一条第一項第二号」に改める。

第一条のうち地方税法第七百三十三条の五第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第七百三十三条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法第七百三十三条の七の改正規定、同法第七百三十三条の八の改正規定、同法第七百三十三条の二十一の改正規定、同法第七百三十三条の二十三条の十二の改正規定、同法第七百三十三条の二十一の改正規定、同法第七百三十三条の二十五の改正規定、同法第七百三十三条の二十六の改正規定、同法附則第五条の四第十三項の改正規定及び同条の次に一条を加える改正規定を削る。

第一条中地方税法第七百三十三条の五第一項の改正規定、同法第七百三十三条の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第九条の改正規定を削る。

第一条中地方税法附則第八条の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第九条の改正規定を削る。

第一条中地方税法附則第六条の改正規定を次のようにより改める。

第一条中地方税法附則第六条の改正規定を次のようにより改める。

附則第六条第三項中「第五項」を「第六項」に、「第五項第三号」を「第六項第三号」に改め、同条第六項中「第五項」を「第六項」に、「第五項第二号」を「第六項第二号」に改める。

第一条中地方税法附則第八条の改正規定を削る。

第一条のうち、地方税法附則第八条の二第一項の改正規定中「所得税法等の一部を改正する法律」

の改正規定中「所得税法等の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」に、「附則第二十一条」を「附則第七十二条」に、「第二十条」を「第十九条」に、「附則第二百二十四条」を「附則第七十五条」に改め、同条第一項の改正規定及び同法第七百三十条の改正規定を削る。

第一条のうち地方税法附則第七百三十三条の五第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第七百三十三条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法附則第七百三十三条の五第一項中「五万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第二号」を「第七百三十三条第一項第二号」に改める。

第一条中地方税法附則第七百三十三条の五第一項の改正規定、同法第七百三十三条の二十九条に、「附則第五十六条」に、「第二十条」を「第十九条」に、「附則第五十七条」を「附則第五十九条」に改め、「附則第五十七条」を「附則第五十九条」に改める。

第一条中地方税法附則第七百三十三条の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第九条の改正規定を削る。

第一条中地方税法附則第七百三十三条の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第九条の改正規定を削る。

第一条中地方税法附則第七百三十三条の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第九条の改正規定を削る。

第一条中地方税法附則第七百三十三条の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第九条の改正規定を削る。

第一条中地方税法附則第七百三十三条の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第九条の改正規定を削る。

第一条中地方税法附則第七百三十三条の三の次に一条を加える改正規定、同法附則第九条の改正規定を削る。

法附則第十条の改正規定、同法附則第十二条の改正規定、同法附則第十三条の二の改正規定、同法

附則第十二条の改正規定、同法附則第十三条の二の改正規定、同法附則第十四条の改正規定、同法附則第十五条の二の改正規定、同法附則第十五条の八の改正規定及び同法附則第十六条の二の改正規定を削る。

第一条中地方税法附則第十七条の二の改正規定を次のように改める。

第一条中地方税法附則第十七条の二第五項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。

第一条中地方税法附則第十七条の二第六項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。

第一条中地方税法附則第十七条の二第六項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。

第一条中地方税法附則第十七条の二第六項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。

第一条中地方税法附則第十七条の二第六項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。

第一条中地方税法附則第十七条の二第六項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。

第一条中地方税法附則第十七条の二第六項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。

第一条中地方税法附則第十七条の二第六項の表第三百八十九条第一項及び第五項の項の次に次のように加える。

第一条中地方税法附則第三十三条の改正規定、同法附則第三十五条の六の改正規定、同法附則第三十五条の七の改正規定、同法附則第三十六条の改正規定、同法附則第三十七条の改正規定、同法附則第三十七条の二の改正規定、同法附則第三十八条の二の改正規定、同法附則第三十八条の三の改正規定及び同法附則第四十一条の改正規定を削る。
第二条の前の見出し及び同条を削る。

第三条中地方税法等の一部を改正する法律附則第一条の改正規定、同法附則第三十三条の改正規定及び同法附則第十条の改正規定を削り、第三条を第二条とし、同条に見出しとして「(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)」を付する。
第四条を削る。

第五条中地方法人特別税等に関する暫定措置法第二十四条の改正規定を次のように改める。
第二十四条第一項第二号中「帳簿書類で虚偽の記載又は記録をしたもの提示した者」を「規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出した者」に改める。

第五条中地方法人特別税等に関する暫定措置法第二十五条の改正規定、同法第二十六条の改正規定、同法第二十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第三十条の改正規定及び同法第三十一条の改正規定を削り、第五条を第三条とする。
附則第一条第一号から第四号までを次のように改める。

号、第三百一十七条の三の二第一項第二号、第三百一十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加える部分に限る。), 第三条中地方法人特別税等に関する暫定措置法第二十四条第一項第二号の改正規定並びに附則第三条、第五条第二項、第六条第二項から第七項まで及び第九条第二項から第七項までの規定、附則第十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二の改正規定(「第三十七条」の下に「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び「第三百十四条の六」の下に「第三百十七条の二第一項第七号、第三百一十七条の三の二第一項第二号、第三百一十七条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第八項」を加える部分に限る。)並びに附則第十四条の規定 平成二十四年一月一日
四月一日

イ及び第四十五条の二第一項第七号の改正規定、同法第二百九十二条第一項第十号を削り、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号の次に五号を加える改正規定(同項第九号の五に係る部分に限る)並びに同法第三百三十四条第六第一号イ及び第三百十七条の二第一項第七号の改正規定並びに同法附則第三条の三の改正規定、同法附則第四条第七項第一号の改正規定(並びに第三十七条を「第三十一条、第四十五条の二第一項第七号、第四十条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号並びに前条第四項」に改める部分を除く)、同条第十三項第一号の改正規定(並びに第三百四十四条の六を「第三百四十四条の六、第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、第三百三十七条を「第三十七条、第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第三百三十七条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三の三第一項第二号並びに附則第三条の三第八項」に改める部分を除く)、同法附則第六条の改正規定並びに同法附則第三十三条の二から第三十四条まで、第三十五条、第三十

五条の二及び第三十五条の四の改正規定(第三十七条の下に「第四十五条の二第一項第二号、第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、附則第三条四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び第三百四十六条)の下に「第三百十七条の二第一項第二号、第三百十七号、第三百十七号の三の二第一項第二号、附則第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三百十七条の三の三第八項」を加える部分を除く。)並びに附則第六条第一項及び第九条第一項の規定並びに附則第十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二の改正規定(第三十七条の下に「第四十五条の二第一項第七号、第四十五条の三の二第一項第二号、第四十五条の三の三第一項第二号、附則第三条の三第四項」を加える部分及び第三百十四条の六)の下に「第三百十七条の二第一項第七号、第三百十七条の三の二第一項第二号、附則第三百十七条の三の三第一項第二号、附則第三百十七条の三の三第八項」を加える部分を除く。) 平成二十五年一月一日

附則第一条第五号から第十三号までを削る。

附則第六条第二項中「並びに第四十五条の二第一項(第七号を除く。)及び第五项」を削り、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第三項までを三項ずつ繰り上げ、第十四項及び第十五項を削る。

附則第八条を削り、附則第九条を附則第八条とし、附則第十条を削る。

附則第十一項第二項中「並びに第三百七十七条の二第一項(第七号を除く。)及び第五項」を削り、同条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項から第八項までを二項ずつ繰り上げ、第九項を削り、第十項を第七項とし、第十一項を第八項とし、第十二項を第九項とし、第十三項を削り、同条を附則第九条とする。

附則第十二条を削り、附則第十三条を附則第十一条とし、附則第十四条から第十八条までを削る。

附則第十九条第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税」を削り、同条第二項を削り、同条を附則第十一条とする。

附則第二十条を附則第十二条とする。
附則第二十一条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の三の改正規定を削り、附則第二十一条を附則第十三条とする。

附則第二十二条を附則第十四項とし、附則第二十三条を附則第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国民生活等の混乱を回避するための地方税法一部を改正する法律(平成二十三年法律第十三号)の一部を次のように改正する。)

第十六条 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十三号)の一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」に改める。

附則第二条(見出しを含む。)中「地方税法等の

一部を改正する法律」を「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法等の一部を改正する法律」に改め、同条のうち地方税法等の一部を改正する法律に改め、同条のうち地方税法等の一部を改正する法律附則第十九条を次に一条を加える改正規定中附則第十九条を「附則第十一項」に改め、附則第十九条の二を附則第十一項の二とする。

附則第二十四条から第二十六条までを削る。

附則第二十四条から第二十六条までを削る。

東日本大震災復興基本法案

右の議案を提出する。

平成二十三年六月九日

提出者

東日本大震災復興特別委員長 黃川田 徹

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 基本的施策(第六条—第十一条)

第三章 東日本大震災復興対策本部(第十一 条—第二十三条)

第四章 復興庁の設置に関する基本方針(第二 十四条)

第一章 総則 (目的)

第一條 この法律は、東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模なものであるとともに、地震及び津波並びにこれらに伴う原子力発電施設の事故による複合的なものであるという点において我が国にとって未曾有の国難であることに

鑑み、東日本大震災からの復興についての基本理念を定め、並びに現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現に向けて、東日本大震災からの復興のための資金の確保、復興特別区域制度の整備その他

の基本となる事項を定めるとともに、東日本大震災復興対策本部の設置及び復興庁の設置に関する基本方針を定めること等により、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 東日本大震災からの復興は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

一 未曾有の災害により、多数の命が失われるとともに、多数の被災者がその生活基盤を奪われ、被災地域内外での避難生活を余儀なくされる等甚大な被害が生じており、かつ、被災地域における経済活動の停滞が連鎖的に全国各地における企業活動や国民生活に支障を及ぼしている等その影響が広く全国に及んでいることを踏まえ、国民一般の理解と協力を下に、被害を受けた施設を原形に復旧すること等の単なる復旧にとどまらない活力ある日本の再生を視野に入れた抜本的な対策及び一人一人の人間が災害を乗り越えて豊かな人生を送ることができるようにすることを旨として行われる復興のための施策の推進により、新たな地域社会の構築がなされるとともに、二十一世紀半ばにおける日本のあるべき姿を目指して行われるべきこと。この場合において、行政の内外の意見が集約され、その活用がされるべきこと。

二 国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力並びに全国各地の地方公共団体の相互の連携協力が確保されることとともに、被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと。この場合において、被災により本来果たすべき機能を十分に発揮することができない地方公共団体があることへの配慮がされるべきこと。

三 被災者を含む国民一人一人が相互に連帯し、かつ、協力することを基本とし、国民、事業者その他民間における多様な主体が、自発的に協働するとともに、適切に役割を分担すべきこと。

四 少子高齢化、人口の減少及び国境を越えた社会経済活動の進展への対応等の我が国が直面する課題や、食料問題、電力その他のエネルギーの利用の制約、環境への負荷及び地球温暖化問題等の人類共通の課題の解決に資するための先導的な施策への取組が行われるべきこと。

五 次に掲げる施策が推進されるべきこと。

イ 地震その他の天災地変による災害の防止の効果が高く、何人も将来にわたって安心して暮らすことができる安全な地域づくりを進めるための施策

ロ 被災地域における雇用機会の創出と持続可能な活力ある社会経済の再生を図るための施策

ハ 地域の特色ある文化を振興し、地域社会の紳の維持及び強化を図り、並びに共生社会の実現に資するための施策

<p>六 原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興については、当該災害の復旧の状況等を勘案しつつ、前各号に掲げる事項が行わるべきこと。</p> <p>(国の責務) 国は、前条の基本理念にのつとり、二十世紀半ばにおける日本のあるべき姿を示すとともに、東日本大震災からの復興のための施策に関する基本的な方針(以下「東日本大震災復興基本方針」という。)を定め、これに基づき、東日本大震災からの復興に必要な別に法律で定める措置その他の措置を講ずる責務を有する。(地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのつとり、かつ、東日本大震災復興基本方針を踏まえ、計画的かつ総合的に、東日本大震災からの復興に必要な措置を講ずる責務を有する。(国民的努力)</p> <p>第五条 国民は、第二条の基本理念にのつとり、相互扶助と連帯の精神に基づいて、被災者への支援その他の助け合いに努めるものとする。</p>

<p>(復興に関する施策の迅速な実施)</p> <p>第六条 国は、東日本大震災からの復興に関する施策を迅速に実施するため、第三条の規定により講ずる措置について、その円滑かつ弾力的な執行に努めなければならない。(資金の確保のための措置)</p> <p>第七条 国は、次に掲げる措置その他の措置を講ずることにより、東日本大震災からの復興のための資金の確保に努めるものとする。</p>
--

<p>(復興特別区域制度の整備)</p> <p>第十一条 政府は、被災地域の地方公共団体の申出により、区域を限つて、規制の特例措置その他特別措置を適用する制度(以下「復興特別区域制度」という。)を活用し、地域における創意工夫を生かして行われる東日本大震災からの復興に向けた取組の推進を図るものとし、このために必要な復興特別区域制度について総合的に検討を加え、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。</p>
--

<p>(以下「本部員」という。)を置く。</p> <p>2 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。</p> <p>一 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣</p> <p>二 内閣官房副長官、内閣総理大臣若しくは大臣政務官又は国務大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者</p> <p>(所掌事務) 第十二条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 東日本大震災復興基本方針に関する企画及び立案並びに総合調整に関する事務</p> <p>二 関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定により本部に属させられた事務</p> <p>(東日本大震災復興対策本部長) 第十三条 本部の長は、東日本大震災復興対策本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。</p> <p>2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。</p> <p>(東日本大震災復興対策副本部長) 第十四条 本部に、東日本大震災復興対策副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官及び東日本大震災復興対策担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、東日本大震災からの復興のための施策の推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。)をもつて充てる。</p> <p>3 現地対策本部に現地対策本部長を置き、関係府省の副大臣、大臣政務官その他の職を占める者のうちから内閣総理大臣が任命する者をもつて充てる。</p> <p>4 現地対策本部長は、本部長の命を受け、現地対策本部の事務を掌理する。</p> <p>5 現地対策本部に現地対策本部員を置き、国と関係地方行政機関の長その他の職員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもつて充てる。</p> <p>(東日本大震災復興構想会議の設置等) 第十五条 本部に、東日本大震災復興構想会議を置く。</p>

	官報(号外)
2 東日本大震災復興構想会議は、次に掲げる事務をつかさどる。	これに關し必要と認める事項を本部長に建議すること。
一 本部長の諮問に応じて、東日本大震災からの復興に関する重要事項を調査審議し、及び	二 東日本大震災からの復興のための施策の実施状況を調査審議し、必要があると認める場合に本部長に意見を述べること。
3 東日本大震災復興構想会議は、議長及び委員二十五人以内をもつて組織する。	議長及び委員は、関係地方公共団体の長及び優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
4 (原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する重要事項について、当該災害の復旧の状況等を踏まえ、特別に調査審議を行わせるため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、本部に、関係地方公共団体の長及び原子力関連技術、当該災害を受けた地域の経済事情等に関し優れた識見を有する者で構成される合議制の機関を置くことができる。この場合において、当該機関による調査審議は、東日本大震災復興構想会議による調査審議の結果を踏まえて行われなければならない。(資料の提出その他の協力の要請)	(原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する合議制の機関)
第五十九条 前条第一項に定めるもののほか、原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する重要な事項について、当該災害の復旧の状況等を踏まえ、特別に調査審議を行わせるため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、本部に、関係地方公共団体の長及び原子力関連技術、当該災害を受けた地域の経済事情等に関し優れた識見を有する者で構成される合議制の機関を置くことができる。	第五十九条 前条第一項に定めるもののほか、原子力発電施設の事故による災害を受けた地域の復興に関する重要な事項による災害を受けた地域の復旧の状況等を踏まえ、特別に調査審議を行わせるため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、本部に、関係地方公共団体の長及び原子力関連技術、当該災害を受けた地域の経済事情等に関し優れた識見を有する者で構成される合議制の機関を置くことができる。
第六十条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。	第六十条 本部に、その事務を処理させるため、事務局を置く。
第六十一条 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。	第六十一条 事務局長は、本部長の命を受け、局務を掌理する。
第六十二条 事務局に、現地対策本部に対応して、事務局の所掌事務のうち当該現地対策本部に係るもののもつて充てられるものとする。	第六十二条 事務局に、現地対策本部に対応して、事務局の所掌事務のうち当該現地対策本部に係るもののもつて充てられるものとする。
第六十三条 この章に定めるもののほか、本部に	第六十三条 この章に定めるもののほか、本部に
第二十二条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。	(主任の大臣)
第二十三条 この章に定めるもののほか、本部に	第二十三条 この章に定めるものとす。
第二十四条 復興庁の設置に関する基本方針	第二十四条 別に法律で定めるところにより、内閣に、復興庁(第三項に規定する事務を行なう行
第二十五条 東日本大震災復興構想会議及び前条に規定する合議制の機関(以下「東日本大震災復興構想会議等」という。)は、その所掌事務を遂行	2 東日本大震災復興構想会議等は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。
第三条 東日本大震災復興構想会議等は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者であつて調査審議の対象となる事項に關し識見を有する者に対する協力を依頼することができる。	3 復興庁は、主体的かつ一体的に行なうべき東日本大震災からの復興に関する国の施策に關し、次に掲げる事務をつかさどるものとし、当該事務の効率的かつ円滑な遂行が確保されるよう編成するものとする。
第四条 復興庁の設置に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務	一 東日本大震災からの復興に関する施策の企画及び立案並びに総合調整に関する事務
第五条 復興構想会議等及びその他の施策の実施に係る事務	二 東日本大震災からの復興に関する施策の実施に係る事務
第六条 その他東日本大震災からの復興に必要な事務	三 その他東日本大震災からの復興に必要な事務
第七条 政府は、前各項に定めるところにより、復興庁は、できるだけ早期に設置することとし、政府は、前各項に定めるところにより、復興庁を設置するために必要な措置について検討を行い、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとする。	4 本部は、復興庁の設置の際に廃止するものとし、本部並びに現地対策本部、東日本大震災復興構想会議等及びその他の本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとする。
第八条 政府は、前各項に定めるところにより、復興庁は、できるだけ早期に設置することとし、政府は、前各項に定めるところにより、復興庁を設置するために必要な措置について検討を行い、可能な限り早い時期に法制上の措置を講ずるものとする。	5 本部は、復興庁の設置の際に廃止するものとし、本部並びに現地対策本部、東日本大震災復興構想会議等及びその他の本部に置かれる組織の機能は、復興庁及びこれに置かれる組織に引き継がれるものとする。
第九条 附則	右
第十条 理由	内閣総理大臣 菅 直人
第十一条 東日本大震災が、その被害が甚大であり、かつ、その被災地域が広範にわたる等極めて大規模	十一 東日本大震災復興基本法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関する承認を求めるの件
第十二条 東日本大震災復興構想会議及び前条に規定する合議制の機関(以下「東日本大震災復興構想会議等」という。)は、その所掌事務を遂行	十二 東日本大震災復興基本法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関する承認を求めるの件

官 報 (号 外)

別紙

名 称	位 置	管 轄 区 域
岩手現地対策本部	盛岡市	岩手県
宮城現地対策本部	仙台市	宮城県
福島現地対策本部	福島市	福島県

関係地方公共団体が行う復興事業への国の支援その他関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進及びこれに関する総合調整に関する事務等を行う体制を整備するため、現地対策本部を設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

二 本件の議決理由

本件は、関係行政機関が講ずる東日本大震災からの復興のための施策の実施の推進等を行う体制を整備するための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、現地対策本部の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

本件は、関係地方公共団体が行う復興事業へ

に規定する東日本大震災復興対策本部の現地対策本部を岩手、宮城及び福島の三県に設置することについて、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

津波は、平成二十三年三月十一日に発生した東日本大震災においても明らかになつたように、一度発生すると、広域にわたり、国民の生命、身体及び財産に甚大な被害を及ぼすとともに、我が国

衆議院議長 横路 孝弘殿
東日本大震災復興特別委員長 黄川田 徹

本件は、関係行政機関が講ずる東日本大震災体制を整備するための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

の経済社会の健全な発展に深刻な影響を及ぼすおそれがある災害である。我が国は、過去幾度とななく津波により甚大な被害を受け、また、東日本大震災により多くの尊い命を失ったことは、痛恨の極みである。さらに、東日本大震災では、原子力発電所の事故による災害の発生により、地域住民の生活及び我が国の経済社会に深刻な影響を及ぼしている。

するとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定めることにより、津波対策を総合的かつ効果的に推進し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(津波対策を推進するに当たつての基本的認識)

常に、大規模な地震及びこれに伴う津波による被害を受ける危険にさらされており、多数の人命を奪つた東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、これまでの津波対策が必ずしも十分でなかつたことを国として率直に反省し、津波に関する最新の知見及び先人の知恵、行動その他の歴史的教訓を踏まえつつ、津波対策に万全を期する必要がある。

ここに、津波に関する基本的認識を明らかにすることともに、津波対策を総合的かつ効果的に推進するため、この法律を制定する。

(目的)

第一条 この法律は、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を推進するに当たつての基本的認識を明らかにす

一 津波は、一度発生すると、広域にわたり、国民の生命、身体及び財産に甚大な被害を及ぼすとともに、我が国の経済社会の健全な發展に深刻な影響を及ぼすおそれがあること。

二 津波は、その発生に際して国民が迅速かつなければならぬ。

上必要な教育及び訓練の実施 防災思想の普及等を推進することにより津波及び津波による被害の特性、津波に備える必要性等に関する国民の理解と関心を深めることが特に重要であること。

三 津波は、被害の発生を防止し、又は軽減するためには、その規模等を迅速かつ適切に予測す

第一条 この法律は、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を推進するに当たつての基本的認識を明らかにす

三 津波は、被害の発生を防止し、又は軽減するためには、その規模等を迅速かつ適切に予測する国際的理解と関心を深めること特に重要であること。

る必要があること、津波による被害の詳細な予測がまだ困難であること等から、観測体制の充実並びに過去の津波及び将来発生することが予測される津波並びにこれらによる被害等に関する調査研究を推進することが重要である。

四 津波は、国境を越えて広域にわたり伝播する特性を有していること、各国における調査研究の成果を国際的に共有する必要性が高いこと等から、観測及び調査研究に係る国際協力を推進することが重要であること。

(この法律の趣旨及び内容を踏まえた津波対策の実施)

第三条 国及び地方公共団体は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)、地震防災対策特別措置法(平成七年法律第二百十二号)その他の関係法律に基づく災害対策を実施するに当たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、津波対策を適切に実施しなければならない。

2 事業者及び国民は、津波対策の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する津波対策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力体制の整備)

第四条 国は、津波対策を効果的に推進するため、国、地方公共団体、大学等の研究機関、事業者、国民等の相互間の緊密な連携協力体制の整備に努めなければならない。

(津波の観測体制の強化及び調査研究の推進)

第五条 国は、津波による被害の発生を防止し、又は軽減するため、津波の観測体制の強化に努めなければならない。

2 国は、津波の発生機構の解明、津波の規模等に関する予測の精度の向上、地形、土地利用の現況その他地域の状況を踏まえて津波による被害を詳細に予測する手法の開発及び改善、津波による被害の防止又は軽減を図るために施設の改良、津波に関する記録(国民の津波に関する体験の記録を含む)の収集その他津波対策を効果的に実施するため必要な調査研究を推進し、その成果の普及に努めなければならない。
第六条 都道府県及び市町村は、地形、土地利用の現況その他地域の状況及び津波に関する最新の知見を踏まえ、津波により浸水する範囲及びその水深その他地域において想定される津波による被害について、津波の規模及び津波対策のための施設の整備等の状況ごとに複数の予測を行い、その結果を津波対策に活用するよう努めなければならない。

第七条 都道府県及び市町村は、前項の予測の内容についての周知等)。
第八条 都道府県及び市町村は、地震防災対策特別措置法第十四条第一項及び第二項の規定により津波により浸水する範囲及びその水深を住民に周知するに当たっては、第六条第一項の予測の結果を活用するとともに、印刷物の配布のほか予測される被害を映像として住民に視聴させること等を通じてより効果的に行うよう努めなければならない。
2 都道府県及び市町村は、津波により浸水するについて、津波により浸水するおそれのある地域の土地利用の現況の変化、津波に関する最新の知見等を踏まえて、適宜、適切な見直しを行うよう努めなければならない。
3 国は、都道府県及び市町村が第一項の予測及びその結果の津波対策への活用を行なうことができるよう、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を行うよう努めなければならない。
（津波の観測体制の強化）

3 第九条 国及び地方公共団体は、津波による被害の防止の性能(地震による震動及び地盤の液状化により破壊されないために必要とされる性能を含む)の確保及び向上
第十条 第九条第一項の規定は、都道府県及び市町村が行う第二項の計画の策定について準用する。(津波対策のための施設の整備等)
4 第十一条 国及び地方公共団体は、津波対策に係る施設の整備等においては、次の事項に特に配慮して取り組むよう努めなければならない。
一 最新の知見に基づく施設の整備の推進
二 既存の施設の維持及び改良

四 海岸及び津波の遡上が予想される河川の水門等について津波が到達する前の自動的な閉鎖又は遠隔操作による閉鎖を可能とするための改良

五 津波避難施設の指定の推進

2 国及び地方公共団体は、津波により浸水するおそれのある地域において、公共施設等(津波からの防護を直接の目的として整備するものを除く。)を整備しようとするときは、当該地域における一時的な避難場所としての機能その他の津波に関する防災上の機能を備えたものとなるよう配慮しなければならない。

(津波対策に配慮したまちづくりの推進)

第十一条 都道府県及び市町村は、まちづくりを推進するに当たっては、津波対策について考慮した都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の用途地域の指定、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第三十九条の災害危険区域の指定等による津波による被害の危険性の高い地域における住宅等の立地の抑制、津波が発生した際に沿岸部の堅固な建築物を利用して内陸部への津波及び漂流物の侵入を軽減する仕組みの構築その他の津波対策の推進に配慮して取り組むよう努めなければならない。

(危険物を扱う施設の津波からの安全の確保)

第十二条 国及び地方公共団体は、産業との調和に配意しつつ、石油類、火薬類、高圧ガス、原子力基本法(昭和三十年法律第二百八十六号)第三条第二号に規定する核燃料物質その他の危険物を多量に扱う施設の津波からの安全の確保に努めなければならない。

(災害復旧及び災害からの復興に当たつての配慮)

第十三条 災害復旧に関する国の制度は、津波による被害からの復旧にも十分配慮されたものでなければならぬ。

第六章 国及び地方公共団体による被災を受けた地域の復興

解と関心を深めるようにするため、津波防災の日を設ける。

第二節 津波防災の日

十一月五日とする。

国及び地方公共団体は、津波防災の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

第七章 財政上の措置等

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、東日本大震災の検証等を踏まえ、津波対策の在り方に於いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第八章 其他

2 国は、都道府県又は市町村が、地形、土地利用の現況その他地域の状況及び津波に関する最新の知見を踏まえ、津波により浸水する範囲及びその水深その他地域において想定される津波による被害について、津波の規模及び津波対策のための施設の整備等の状況ごとに複数の予測を行う場合又はその内容を住民に視聽させるための映像を作成する場合には、必要な財政上の援助を行うものとする。

理由

津波により多数の人命を奪った東日本大震災の惨禍を二度と繰り返すことのないよう、津波対策に万全を期する必要があることに鑑み、津波による被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、津波対策を推進するに当たつての基本的認識を明らかにするとともに、津波の観測体制の強化及び調査研究の推進、津波に関する防災上必要な教育及び訓練の実施、津波対策のために必要な施設の整備その他の津波対策を推進するために必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

2 第十六条第二項の規定は、平成二十九年三月三十日限り、その効力を失う。

(検討)

第二条 政府は、速やかに、津波避難施設が津波により浸水すると想定される地域における一時的な避難場所としての機能をより効果的に発揮することができるよう、その適切な配置、構造及び規模並びに運用の方法、津波避難施設への迅速かつ円滑な移動の確保のために必要な措置

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成二十三年六月十日

提出者

厚生労働委員長 牧 義夫

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律案

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律

第一条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法(平成十七年法律第七十一号)の一部を

次のように改正する。

第五条第二項中「附則第三条第二項」の下に

「又は第四条の二第二項」を加える。

第十九条中「七年間」を「七年以上の厚生労働大臣が定める期間」に改める。

第二十条を次のように改める。

第十九条中「七年間」を「七年以上の厚生労働大臣が定める期間」に改める。

第四十条 削除

第二十二条中「第十三条」の下に「及び附則第四条第一項」を加える。

附則第四条を次のように改める。

(業務の特例)

第四条 機構は、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律

(平成二十三年法律第二号)の施行の日の前日までの間、第十三条に規定する業務のほか、雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)第四条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十

三条)第五十七条ノ二の事業の用に供してい

た施設であつて厚生労働大臣が定めるものの運営又は管理を行うものとする。

2 機構は、前項に規定する施設に係る業務を

第十四条第三号に定める勘定で整理するものとする。

附則第四条の次に次の二条を加える。

(国の権利義務の承継等の特例)

第四条の二 厚生労働大臣が前条第一項の規定

により施設を定めた場合には、その時において、当該施設に係る同項に規定する業務に関する国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、機構が承継する。

2 前項の規定により機構が国のある権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から機構に対し追加して出資されたものとする。

3 附則第三条第三項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

附則第八条中「第四条を「第四条の二」に改める。

附則第三条第三項及び第四項の規定は、前

第一条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を次のように改める。

独立行政法人地域医療機能推進機構法

目次中「第十五条」を「第十九条」に、「第十六条」を「第二十条」に、「第十七条」を「第二十二条」に、「第十八条」を「第二十一—第二十五条」に、「第十九条」を「第二十一—第二十二条」を「第二十六条・第二十七

条—第二十条」を「第二十一条—第二十五条」に、「第二十二条」を「第二十六条・第二十七

条」に改める。

第一条及び第二条中「独立行政法人年金・健

康保険福祉施設整理機構」を「独立行政法人地域

医療機能推進機構」に改める。

第三条中「独立行政法人年金・健康保険福祉

施設整理機構」を「独立行政法人地域

医療機能推進機構」に改め、「以下この条において「国民

年金法等改正法」という。」、「第十四条第一号

において「旧厚生年金保険法」という。」、「又は

国民年金法等改正法第三条の規定による改正

前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十四条第二号において「旧国民年金法」という。」、「第七十四条」及び「第十四条第三号において同じ」を削り、「(以下「年金福祉施設等」と総称する。)の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を行うこと

により厚生労働大臣が定めた施設である病院運営に資する」を並びに附則第四条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた施設である病院(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院をいう。第十三条第一項第一号において同じ。)、介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。第十三条第一項第二号において同じ。)等の施設の運営等の業務を行うことにより、医療法第三十条の第四第二項第五号イからホまでに掲げる医療、リハビリテーションその他地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与するに改める。

第四条中「千葉県」を「東京都」に改める。

第二号に規定する学校及び同条第三号に規定する看護師養成所をいう。)の設置及び運営を行うこと。

二 病院の設置及び運営を行うこと。

三 看護師養成施設(保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十一条第二号に規定する学校及び同条第三号に規定する看護師養成所をいう。)の設置及び運営を行うこと。

四 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

第五条第一項中「金額」の下に「(附則第三条第二項又は第四条の二第二項の規定により出資があつたものとされた金額を含み、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号)第二条に規定する二項)に規定する業務を行うために設置する施設(以下本則において「施設」という。)については、新設してはならない。

第六条第二項中「一人」を「五人以内」に改め、同条に次の二項を加える。

3 機構は、第一項に規定する業務のほか、同

項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内

で、介護保険法(平成十五年法律第百四十七号)第一項の規定により市町村の委託を受けて行う同法第

百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業に係る業務その他同法に規定する事業であつて厚生労働省令で定めるものに係る業務を行うことができる。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

(施設の譲渡)

第十四条 機構は、施設のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、譲渡することができる。

2 機構は、前項の規定により施設を譲渡しようとするとときは、当該施設の所在地の都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。)の意見を聽かなければならない。

3 機構は、第一項の規定により施設を譲渡することとしたときは、当該施設を譲渡するまでの間、その運営を当該譲渡の相手方に委託することができる。

4 機構が第一項の規定により施設を譲渡する場合における通則法第四十六条の二の規定の適用については、同条中「国庫」とあるのは、「年金特別会計」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(施設別財務書類)

第十五条 機構は、毎事業年度、施設ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、その財務に関する書類(以下この条において「施設別財務書類」という。)を作成し、通則法第三十条第一項の規定により機構の財務諸表を厚生労働大臣に提出するときに、当該施設別財務書類を添付しなければならない。

百五十三条の四十六第一項に規定する包括的支援事業に係る業務その他同法に規定する事業であつて厚生労働省令で定めるものに係る業務を行うことができる。

第十四条及び第十五条を次のように改める。

(施設の譲渡)

第十四条 機構は、施設のうち、その譲渡後も地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能が確保されるものについては、譲渡することができる。

2 機構は、前項の規定により施設を譲渡しようとするとときは、当該施設の所在地の都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。)の意見を聽かなければならない。

3 機構は、通則法第三十八条第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、同項に規定する財務諸表その他の書面とともに、遅滞なく、施設別財務書類を厚生労働省令で定めるところにより各事務所及び各施設に備えて置き、同条第四項の主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 機構が第一項の規定により施設を譲渡する場合における通則法第四十六条の二の規定の適用については、同条中「国庫」とあるのは、「年金特別会計」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(施設別財務書類)

第十五条 機構は、毎事業年度、施設ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、その財務に関する書類(以下この条において「施設別財務書類」という。)を作成し、通則法第三十条第一項の規定により機構の財務諸表を厚生労働大臣に提出するときに、当該施設別財務書類を添付しなければならない。

2 厚生労働大臣は、通則法第三十八条第三項の規定により厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くときは、施設別財務書類についても併せて意見を聴かなければならぬ。

3 機構は、通則法第三十八条第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、同項に規定する財務諸表その他の書面とともに、遅滞なく、施設別財務書類を厚生労働省令で定めるところにより各事務所及び各施設に備えて置き、同条第四項の主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 機構は、通則法第三十八条第一項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、同項に規定する財務諸表その他の書面とともに、遅滞なく、施設別財務書類を厚生労働省令で定めるところにより各事務所及び各施設に備えて置き、同条第四項の主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

百二十三号」を「医療法」に改め、「の行政機関」を削り、同条を第二十四条とする。

第十六条 条を第二十三条とし、第四章中同条の前に次の三条を加える。

(地域の実情に応じた運営)

第二十条 機構は、施設の運営に当たり、協議会の開催等により、広く当該施設の利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要請)

第二十二条中「第十三条及び附則第四条第一項に規定する業務以外の業務を行つた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次各号を加える。

一 第十三条规定する業務以外の業務を行つたとき。

第三章中第十五条の次に次の四条を加える。

(積立金の処分)

第十六条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更請求)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を年金特別会計に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關する必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人地域医療機能推進機構債券)

第十七条 機構は、施設の設置若しくは整備又

百二十三号」を「医療法」に改め、「の行政機関」を削り、同条を第二十四条とする。

第十六条 条を第二十三条とし、第四章中同条の前に次の三条を加える。

(地域の実情に応じた運営)

第二十条 機構は、施設の運営に当たり、協議会の開催等により、広く当該施設の利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要請)

第二十二条中「第十三条及び附則第四条第一項に規定する業務以外の業務を行つた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次各号を加える。

一 第十三条规定する業務以外の業務を行つたとき。

百二十三号」を「医療法」に改め、「の行政機関」を削り、同条を第二十四条とする。

第十六条 条を第二十三条とし、第四章中同条の前に次の三条を加える。

(地域の実情に応じた運営)

第二十条 機構は、施設の運営に当たり、協議会の開催等により、広く当該施設の利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とし、当該地域の実情に応じた運営に努めなければならない。

(緊急の必要がある場合の厚生労働大臣の要請)

第二十二条中「第十三条及び附則第四条第一項に規定する業務以外の業務を行つた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次各号を加える。

一 第十三条规定する業務以外の業務を行つたとき。

第三章中第十五条の次に次の四条を加える。

(積立金の処分)

第十六条 機構は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち厚生労働大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更請求)

2 厚生労働大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 機構は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を年金特別会計に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に關する必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人地域医療機能推進機構債券)

第十七条 機構は、施設の設置若しくは整備又

は設備の設置に必要な費用に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人地域医療機能推進機構債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項に規定するもののほか、機構は、長期借入金又は債券で政令で定めるものの償還に充てるため、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は債券を発行することができる。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

4 第一項又は第三項の規定による債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

8 前各項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定による長期借入金又は債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第十八条 機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聽かなければならぬ。

(財源措置の特例)

第十九条 機構については、第二十一条第一項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて必要な措置をとる場合を除き、通則法第四十六条の規定は、適用しない。

附則第四条第一項中「(平成二十三年法律第二百五号)」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条並びに次条並びに附則第三条第一項厚生労働大臣が定めることに係る部分に限る。、第四条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

第二条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間、第二条の規定による

(譲渡の推進)

第三条 独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間、第二条の規定による

(譲渡の推進)

第四条 施行日の前日において監事である者の任期は、旧法第八条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

第五条 施行日前に、旧法第十三条第一号の規定

營の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百五号)第七条の規定による改正前の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百五号)第七十九条の施設であるもの

のうち、厚生労働大臣が定めるものについて、譲渡の推進に努めるものとする。

(業務の委託の継続等)

(機構の在り方の検討)

第七条 政府は、施行日から五年を目途として、機構の経営状況、地域における医療の提供体制

下「機構」という。)は、第二条の規定による改正後の独立行政法人地域医療機能推進機構法(以下「新法」という。)第十四条第三項の規定によるほか、施行日の前日において独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構が運営を委託している年金福祉施設等については、地域において必要とされる医療及び介護を提供する機能の確保を図るために当該年金福祉施設等の運営の委託を受けていた者が引き続き運営を行うこと

が適当であるものとして厚生労働大臣が定めるものに限り、この法律の施行後もなお、その運営をその者に委託することができる。

2 前項の規定により運営を委託する年金福祉施設等に関する新法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「譲渡する」とあるのは、「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律附則第三条第一項に規定する者に譲渡する」とする。

(医療法の一部改正)

第八条 医療法(昭和二十二年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項第八号を次のように改める。

(医療法の一部改正)

八 独立行政法人地域医療機能推進機構

(特別会計に関する法律の一部改正)

第九条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第百十一条第三項第一号ルを同号ヲとし、同号ヌの次に次のように加える。

ル 独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成十七年法律第七十一号)第十六条第

三項の規定による納付金

に基づく譲渡のために必要な手続として厚生労働省令で定めるものが行われていた場合における当該譲渡に係る手続及び国庫納付金については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

官報 (号外)

第一百十一条第五項第一号ホを同号へとし、同号二の次に次のように加える。

本 独立行政法人地域医療機能推進機構法

第十六条第三項の規定による納付金

第一百一一条第七項第一号へ中「第十六条第三項」の下に「及び独立行政法人地域医療機能推進機構法第十六条第三項」を加える。

(健康保険法の一部改正)

第十条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の二を次のように改める。

第四条の二 削除

(厚生年金保険法の一部改正)

第十一条 厚生年金保険法の一部を次のように改正する。

附則第二十九条の三を次のように改める。

第二十九条の三 削除

(国民年金法の一部改正)

第十二条 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

附則第九条の五を削り、附則第九条の四の二を附則第九条の五とする。

(調整規定)

第十三条 施行日が介護サービスの基盤強化ための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日前である場合には、同法の施行日の前日までの間における新法第三条及び第十三条第三項の規定の適用については、新法第三条中「第八条第二十七項」とあるのは「第八条第二十五項」と、新法第十三条第三項中「第一百十五条の四十七第一項」と

あるのは「第一百十五条の四十六第一項」と、「第一百十五条の四十六第一項」とあるのは「第一百十五条の四十五第一項」とする。

(政令への委任)

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の運営を行い、かつ、地域における医療等の重要な担い手としての役割を果たさせるため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構を独立行政法人地域医療機能推進機構に改組することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官 報 (号 外)

平成二十三年六月十日 衆議院會議錄第二十七号

明治三十五年三月三十日
第一種郵便物認可日

発行所
二東京二番四都港五区一八四門四五二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
本体 一部 二二二〇円